平成３０年１２月中川村議会定例会議事日程（第２号）

平成３０年１２月１１日（火）　午前９時００分　開議

日程第１　一　般　質　問

５番　　松　村　利　宏

（１）小・中学校教育（プログラミング教育）について

（２）防災・減災、初動対応について

１番　　片　桐　邦　俊

（１）遊休荒廃地対策について

４番　　大　原　孝　芳

（１）公立図書館の交流と創造を楽しむ拠点づくりについて

（２）地方創生事業の今後の展望について

２番　　飯　島　　　寬

（１）幼児教育について

出席議員（１０名）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １番 |  | 片　桐　邦　俊 |
| ２番 |  | 飯　島　　　寬 |
| ３番 |  | 松　澤　文　昭 |
| ４番 |  | 大　原　孝　芳 |
| ５番 |  | 松　村　利　宏 |
| ６番 |  | 中　塚　礼次郎 |
| ７番 |  | 桂　川　雅　信 |
| ８番 |  | 柳　生　　　仁 |
| ９番 |  | 鈴　木　絹　子 |
| 10番 |  | 山　崎　啓　造 |

説明のために参加した者

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 村長 |  | 宮　下　健　彦 |  | 副村長 |  | 富　永　和　夫 |
| 教育長 |  | 下　平　達　朗 |  | 総務課長 |  | 中　平　仁　司 |
| 会計管理者 |  | 半　﨑　節　子 |  | 住民税務課長 |  | 村　澤　ゆかり |
| 保健福祉課長 |  | 菅　沼　元　臣 |  | 振興課長 |  | 松　村　恵　介 |
| 建設水道課長 |  | 小　林　好　彦 |  | 教育次長 |  | 松　澤　広　志 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

職務のために参加した者

議会事務局長　井　原　伸　子

書　　　　記　座光寺　てるこ

平成３０年１２月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成３０年１２月１１日　午前９時００分　開議

○事務局長　　ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）ご着席ください。（一同着席）

○議　　長　　おはようございます。（一同「おはようございます」）

ご参集ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第１　一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

５番　松村利宏議員。

○５　　番　（松村　利宏）　私は、既に通告したとおり小中学校教育のプログラミング教育、それと防災、減災、初動対応ということについて質問いたします。

まず、プログラミング教育について質問をいたします。

情報通信技術の急激な発展は、グローバル化が進む経済社会に変革をもたらし続けるとともに、我々の日常生活やライフスタイルに対しても大きな影響を与えるものであり、こうした動きは今後も世界規模で進行していくことが予想されます。このようなより高度な情報社会において、社会の変化に対応できる力を身につけることは非常に重要であり、子どもたちから大人や高齢者を含めて全ての国民がそれぞれの情報活用能力を身につけることが求められています。

特に我が国の未来を担う子どもたちは、発達段階に応じてＩＣＴに適切に触れながら情報活用能力を育成することが必要であり、学校教育においては各教科等の学習を通してその育成を図っています。

経済産業省が平成28年６月発表した推計では、ＩＴ産業が成長を続ける中、ＩＴ人材は2020年には約37万人、2030年には約80万人不足すると推定しています。

次期学習指導要領では、高校の情報、中学校の技術・家庭科でプログラミング教育を盛り込む方向性が固まっており、小学校でもプログラミング教育を盛り込む方向で方検討しています。

プログラミング教育とは、コンピューターを動かすプログラムの仕組みやつくり方を学ぶ教育であり、プログラミングするときのプロセスやノウハウを学び、日常生活でも生かせるような考え方や物事の手順を身につけるための教育でもあります。プログラミング教育は特別な教育でもプログラマーを育てる教育でもなく、子どもの論理的思考力や問題解決能力を育むとともに、コンピューターが浸透した社会で生きていくために必要な能力を向上させるための新しい教育です。

そこで、中学校の学習指導要領は平成16年に改定され、現在、中学校では情報や情報を売る手段を主体的に選び活用できる情報活用能力を学習の基礎となる力に位置づけた教育を実施しています。中学校の次期学習指導要領では、平成21年度から技術・家庭科でプログラミング教育を盛り込む方向性が固まっています。

新聞情報によりますと、伊那市の東部中学校と長谷中学校は、信州大学工学部の協力で最先端の技術を使って実験作業の効率化を図り、モノのインターネットを取り入れた理科の授業を行っています。また、両校は遠隔合同授業を行っており、お互いのデータを比較し、学びを深めています。

プログラミング教育を行うためには、コンピューター、これタブレット型を含むですが、プログラミング教材が１人１台の利用ができ、無線ＬＡＮ構築などＩＣＴ環境を整備すること、プログラミング教育の指導計画の作成は情報教育の目標である情報飼うよう能力におけるプログラミング教育の関連目標をバランスよく配置すること、身の回りにあるプログラミングについて学習すること、先行してプログラミング教育をしている学校、教育委員会と連携すること、近傍のＩＴ企業等、大学と連携することなどの準備をすることにより対応できると思いますが、どのように考えているか、考え方をお願いします。

○教育長　　ご指摘のとおり、必要性を十分に理解しております。他の市町村や都会との格差が広がらないように進めていきたいというふうに思います。

今議会で提案してお認めをいただいたように、中学校につきましては全国学力・学習状況調査の英語で話すことの対応の必要も出てまいりました。１クラス分の用意を行うこととしております。

その他、平成31年度につきましては、ご指摘の方向で検討してまいります。

○５　　番　（松村　利宏）　極めて、２年間という準備期間、長いようで短いんで、よく先生方と連携とっていただいて、教育ができる体制を確立していただきたいというふうに思います。

さて、同じように、文部科学省は有識者会議を設置し、ことし６月プログラミング教育について議論を行い、次期学習指導要領、小学校は2020年に反映させたい考えで、今後、人工知能とあらゆる電化製品などとインターネットをつなぐモノのインターネットなどの発展が見込まれており、政府は第４次産業革命への対応を長期戦略の一環として捉えています。次期学習指導要領では、現行の教科などの学習内容や授業時数はそのままでアクティブ・ラーニングといった学習形態もとりいれることにしており、授業で扱う内容があふれそうになっています。このため、小学校におけるプログラミング教育は、楽しく学ぶ、考え方を学ぶ、常に最先端を意識することが大切だと思います。プログラミング教育を行うためには、中学校と同様にコンピューター、タブレット型を含む教材１人１台、無線ＬＡＮなどのＩＣＴ環境の整備をすること、総合的な学習の時間において情報教育の一環として実施することが対応できると思いますが、これもあと一年しかないんで、非常に重要だと思いますので、その辺の考え方をお願いします。

○教育長　　次期学習指導要領は、小学校はご指摘のように2020年度からの施行であります。

５・６年の小学校英語、それから３・４年生の英語活動などは先行して今年度から実施をして取り組んでおります。

主体的、対話的で深い学びを求めていくアクティブ・ラーニングも、グループでの話し合いなどの形で教科の学習の中に現在取り入れることに取り組んでいるところです。

プログラミング教育を行うためのコンピューターにつきましては、来年度に１学級全員が教材１人１台を利用して教室やパソコン教室で無線ＬＡＮなどのＩＣＴ環境の中で学習できるように、そういう整備を検討していきます。

プログラミング教育では初めての経験となりますので、まずは一人一人というよりも、まずはグループで協力し合って体験し、なれることから始めていきます。

各校の情報教育担当の先生方を中心に研修をして、各校で広めていけるように取り組みます。

○５　　番　（松村　利宏）　続きまして、埼玉県戸田市は2018年度から市内小中学校の管理職や教員を委員とするプログラミングＩＣＴ教育研究推進委員会を設置し、2020年の本格運用に向け９年間の小中一貫カリキュラムの作成を進めています。また、専門性の高い民間企業と積極的に連携し、最先端のプログラミング教材を活用した授業研究も行っています。小学校低学年では、コンピューターを用いない教材でプログラミング的指向の基礎を学びます。小学校高学年では、コンピューターでプログラミングの命令がかかれたブロックを組み合わせてプログラミングを作成したり体験したりします。中学校では、小学校で見につけたスキルを活用して、より発展的な学習を行います。プログラミング教育は、まず自分で考えて、あと皆さんで協力して、最後までやり抜く、途中でトラブルがあったとしても、それをまた見直して完全に動く体制をつくるということを９年間の集中一貫カリキュラムで育むということになっています。また、教員もプログラミングを学ぶため、教員研修の充実を図っています。

中川村においては、小学校が西と東と２校、中学校が１校のため、９年間で一貫した小中カリキュラムでやるっていうことは以上につくりやすいかなあというふうに思っています。これ、必ずしもそういうわけじゃないんですが、こういうことをやることによって、教育の成果、学習意欲を向上することができるかというふうに思っていますが、考え方をお願いします。

○教育長　　この11月12日に村内３校の研修会、教員の研修会がありましたけれども、そこにおきまして、11月に県の教育委員会、教学指導課から出されましたプログラミング教育の実施に向けてという通信をもとに、３校の教職員の皆さんにプログラミングは難しそうだという印象を持たれそうですけれども、教師がみずからプログラミングを体験することが重要ですという話をいたしました。

翌日、３校の校長、教頭、情報教育に堪能な先生方に集まっていただいて、来年度の村のＩＣＴ整備の方向について話をしたところであります。これから情報教育の各校のスタッフの集まりを持って進めていきたいというふうに説明をしたところです。

議員ご指摘の小中一貫カリキュラムは、各学校がこれから取り組んでいくところですので、それを積み重ねながら小中のつながりを考えていきたいというふうに思っております。

○５　　番　（松村　利宏）　非常に先行的に考えておられるっていうのはよく理解できましたので、しっかりやっていただきたいと思いますが、プログラミングっていうのは今後どのような分野においても、どのような分野っていうのは、農業においても、モノのインターネットの発展に伴い、プログラミングがわからないと仕事ができない時代が来ると言われています。というのは、農業においてもＧＰＳによって自動化運転になっていくんだろうと、将来は、そういうことを考えていくということ、きのうもありましたが、草刈り機はもうリモコンで、あれはリモコンじゃなくて、多分自動運転になっていくと思います。家庭の中では、もう掃除機が、何もやらなくても朝スイッチを押していったら、帰ってきたらもう部屋の中の掃除ができているという時代になります。それから、携帯で家の中の電気とかストーブとかつけたり、そういうのもできる時代になってもう来ているし、そういう時代が来ると思います。自動運転も、もうできる時代に、アメリカではもう既に動いている時代に入っています。そういうことで、今後、小中学校でプログラミングの導入、基礎っていうか導入ですね、これが始まるということになります。今ありましたとおり、小学校では１年間、中学校は２年間の準備期間がありますので、しっかりと準備して、よい教育ができるようにやっていただきたいと思います。特に、都会では、もう先行してどんどん進んでいます。ちょっと過激じゃないっていうくらい進んでいますので、それにとらわれることなく、ゆっくりと腰を据えてやっていくことが重要だと思いますので、しっかりとお願いします。

次の質問にまいりますが、2020年以降の小中学校におけるプログラミング教育は、多数の情報機器を使用するための情報機器が故障すると授業に支障があります。情報機器の取り扱い、運用、故障排除、メンテナンスのための人材が必要になると思いますが、村の考えをお願いします。

○教育長　　ご指摘の、そういうような役割を担う人材をＩＣＴ支援員という名称で呼んでおります。文科省でも「新学習指導要領に即した学びを実現するためにＩＣＴ支援員は不可欠な存在です。」というふうに言っております。

現在もＩＣＴや危機に堪能な方の支援を得たいということはありますが、ＩＣＴ支援員には、そういう機器の環境整備のほかに授業支援や校内研修などの業務も期待をされますので、この両方の業務にかかわれる適当な人材はなかなかいないという現実があります。

文科省の進める教育のＩＧＴ化に向けたＩＣＴ５カ年計画では、ＩＣＴ支援員は４校に１人配置を目標としておるわけでありますけれども、中川村は３校でありますので、できればその方向に向けて考えていきたいと思います。

以上です。

○５　　番　（松村　利宏）　今４校というところで国の基準というのが、メンテナンスの、あるっていうことですが、そうは言っても危機は非常に重要ですんで、そこも配慮しながら、一番は誰か兼務でできる人がおればというふうに思いますけれども、まだ１年２年と、長期的にこれ続いていくことになりますので、最初、機器っていうのは数年は大丈夫だと思いますけれども、長い間たってくると、交換もしなきゃいけないですけれども、故障も発生しますので、その辺のところも考慮していただきたいというふうに思います。

では、次の質問にまいります。

中川村地域防災計画では、非常体制、緊急体制において職員の半数、全数が招集され、災害対策本部事務分掌表により救出・救助活動の統制、避難所の開設、運営、被災者の避難誘導、安否確認、各種情報収集等を行うことになっていますが、いかなる状況においても職員は作業指示を受けることなくそれぞれの任務を行うことが必要だと思います。

災害に的確に対応することが大変難しいことです。行政機関では、次の４つについて迅速かつ的確な対応が求められます。１つ目は、どこでどのような被害が発生しそうなのかを予測し、被害の拡大を防止するため避難の呼びかけ、勧告、指示を迅速に行います。２つ目は、被害情報の収集を積極的に行い、被害の全体像、地域全体の応急対策需要量を迅速に推定します。３つ目は関係防災機関の動きを予測しつつ、不足すると予想される応急対策資源、要因や資機材等を広域的に動員するための応援要請を早いタイミングで発します。４つ目は、関係する多くの防災機関の活動調整を行います。これらのことを効果的に実施するためには段階的な訓練が必要不可欠であり、まず第一段階として、職員等は研修により災害対策本部事務分掌表に基づく任務の理解、災害ケーススタディー、グループ討議により手順を学ぶことが重要です。次の段階として、職員の意識向上、能力向上を図るためには図上演習が効果的です。図上演習とは、模擬的な災害状況を付与し、そのもとで情報収集、伝達や意思決定を試すことによって時々刻々変化する災害状況のイメージを具体的に描き、迅速かつ的確な情報収集、伝達や意思決定のノウハウを習得することを目的に行うものです。図上演習の結果に基づき得られた教訓や課題等に対し対応マニュアルを作成したり、その検証や見直しを行うことができます。また、最も難しい組織間連携の確認や連携計画の作成、検証に役立てることができます。

大規模な図上演習は、時間の制約がありなかなかできないと思いますが、頭上シミュレーション型避難所の開設運営訓練については、数名で行うことができ、効果的に目的を達することができます。

職員の定期異動による職場がえ、災害対応経験者が少ない状況を踏まえ、職員の意識向上、能力向上を図ることが必要だと思いますが、村の考えをお聞きします。

○村　　長　　災害が発生したときのそれぞれの職員の任務の理解につきましては、ことしから役場の防災訓練で再確認はしてきております。しかし、形ばかりのものにならないように、お話しにありましたようにケーススタディー、こういったこと、それから視点や手法を変えまして継続的に取り組んでまいります。

中川村では、昭和36年に、1983年ですけれども、失礼、昭和58年ですね。1983年以来大きな災害が発生をしておりません。ご指摘のとおりであります。災害対応経験者が非常に少なくなってきております。昭和58年の災害を経験した職員は、今や管理職、あるいは退職をされておりまして、まさに経験者が幹部という言い方はありませんが、職員だけと、管理職の職員に絞られているような実態があります。こういう点からも実践的な訓練の必要性は強く感じておるところでございますので、訓練を主導する部署も手いっぱいという状況にもあると思いますけれども、少人数でできる訓練は何とか取り入れてまいりたいというふうに考えております。

このご質問には職員の意識向上が非常に大事であると、それから能力向上を図る必要性をどういう形で訓練をしていくかという、議員がかつてお勤めになっていた部署での経験が非常に、それを反映してのご発言かと思いますけれども、そういう点は非常に参考にしてまいりたいと思っておりますので、またいろんな面で、実際こういうふうにしたほうがいいよっていうことは、また違った意味でアドバイスをいただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

○５　　番　（松村　利宏）　今、村長からありましたとおり、やはり全職員が意識向上、能力向上を図ることにより、大規模災害が発生しても初動対応が自信を持ってできるということにつながっていくというように思いますので、今ありましたとおり、教育、訓練のほうをしっかりとお願いします。

私も、しっかりとまたアドバイスできるように、しっかりとやっていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

次にまいりますが、2016年熊本地震で行政の受援体制の整備が大きな課題となり、国は2017年、地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドラインを策定しました。ガイドラインは、それまで応援や受援について全体像の把握が難しい状況があったとし、被災した市町村には受援班、受援担当を設置することにしました。

他の自治体では既に受援計画や受援マニュアルなどを策定済みのところもあると伺っております。受援計画、受援体制マニュアルを作成し、いかなる災害にも対応できるような準備をすることが必要と思いますが、村の考えをお聞きします。

○村　　長　　長野県では現在、広域受援計画を策定中であるようであります。来年度からそれに基づく訓練を開始すると、こういう通知が来ておりますので、それに対応してまいりたいということであります。

計画では、県内を５つのゾーンに分けて、それで計画をつくる。今年度中には各ゾーンの中に広域の防災拠点を複数選定して運用を明確にしてくという予定でございます。その各ゾーン間での相互に支援をしていくということで、実は、中川村の施設にも打診があるところでありまして、その広域防災拠点、このことについては今役場の中で検討しておるところでございます。

村の防災計画では、受援体制の整備が必要であるというふうなうたい方はしておりますけれども、具体的に何をどういうふうにするということは全くありませんので、昨日、この課題に対して、この一般質問で３番議員からもこの質問がありました。これにお答えしたとおり、長野県の広域受援計画を参考にして、それと整合するような計画を村としてはつくっていくと、こういうことで予定をしております。

○５　　番　（松村　利宏）　今、村長からありましたとおり、防災拠点というところでは、私も思っていまして、この地区っていうのは、このエリアっていうのは、何か、飯島町、それから松川町、中川村、大鹿村、どうも郡境もあってエアーポケットになっています。したがって、この地区に防災拠点は、もう小さくても設けるというのは非常に重要だと思いますので、ぜひ、その辺のところも検討していただきたいというふうに思います。

さらに、大規模災害の場合は職員が被災し招集できないことがあり、対策本部が機能しないためということがこの受援計画の非常に重要なところになってくるかというふうに思います。そのところも視点に入れて、熊本地震で起きたのはそのことなんですね。要するに、職員が被災してしまって招集できなかったと、対策本部がつくれなかったというところが基本にありますので、その辺のところもしっかりと頭に入れていただいて、県のほうが今計画をつくっているということですので、それに基づいてしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

次にまいります。

全国の自治体市町村では、危機管理室に災害に対応した経験があり危機管理能力を保有する元自衛官、元消防関東を雇い、防災計画作成、訓練、災害発生時対応を実施している市町村が増えています。

長野県では、長野市、松本市、上田市、安曇野市、茅野市、軽井沢町、塩尻市は来年３月ということで予定していますが、職員としています。

また、伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村では、自主防災組織のリーダーの育成、これ主体的に具体的に何かっていうと、防災士を取得するための、8万円ぐらいかかるわけなんですけれどもね、その補助をしたりして、それによって、そのものを使って教育、防災・減災対策を行っているというところが大きくあります。

また、大きな災害になれば、自治体や関係機関による公助には限界があり、住民一人一人の自助及び隣近所の共助が重要であり、地域の総合的な力により災害に備えることが必要なのは明らかです。このため、地域の防災力向上のため一人一人が防災のことを考え、安全を確保しなければなりませんが、その実現のためには行政が防災について十分な意識と一定の知識、技術を身につけた地域のリーダー育成、教育し、その者が中心となって地域社会全体で力を合わせて対策を講じることが必要だと思いますが、村の考えをお聞きします。

○村　　長　　まず、地域リーダーの要請が大事だと、核になる人の要請をということだと思いますけれども……。

失礼。総務課長のほうからお答えいたします。すみません。

○総務課長　　それでは、私のほうから答弁させていただきます。

大きな災害が発生する前から、村からの指示や勧告がなくても住民主導で警戒や避難ができる、あるいは災害が発生したときには地域で助け合って生き延びていく、そこには、やはりリーダーが不可欠でありましょう。

現在、自主防災組織のリーダーは地区の総代さんということでありますが、ほとんどが一年交代である上に、決して防災の専門家というわけでもありません。

お話しのような防災士のような方が各地区にいるような状況になれば大変心強いかなというふうには思います。

防災士の資格取得に補助をしていくというようなことは、前向きに考えてみたいというふうに思います。

一方、上伊那の状況全てを調査したわけではありませんが、飯島町に状況をお聞きしますと、防災士の資格取得には全額補助をしているということであります。その制度を使って４人が資格を取得したというそうであります。また、それとは別に、いわゆるプロの消防士の方で資格を持っている方もいらっしゃいまして、合わせて全部で９人だそうであります。飯島町の規模からすると、住民みんなをその皆さんで引っ張っていくというには少な過ぎるという評価だそうであります。仮に全額補助をしたとしても防災士の資格取得を目指すという方は少なくて、それが一番の課題だというふうに担当の方はおっしゃっておられました。その理由についてはよくわかりませんが、資格があると、またそれが、さらに補助をしていれば特にかもしれませんが、平時にいろんなところに使われてしまうっていうことがあるのかなあというふうに思います。

議員、ご承知だと思いますが、防災士に認定されるためには、普通救急救命講習と防災士養成研修講座の受講が必要でありますが、警察官、消防吏員、それから消防団の分団長以上の方については講座、講習の受講は免除されるそうであります。とりあえずは、そういった方々をターゲットにお願いができればなあというふうに思っております。

また、リーダーの育成という点につきましては、長野県が自主防災リーダー研修会というのを開催しております。村でも、ちょっと担当の職員が受講してみましたが、出席をされている方々は自治体の職員ではない方ですけれども、中川の地区総代さんというよりは、かなり防災に精通された方が出席をされておりまして、やっぱりうちとは様子が大分違うなあという感想を持って帰ってきておりました。

○５　　番　（松村　利宏）　今、総務課長のほうから回答いただきましたが、やはり地域の防災力は地域で考え対応しないと持続できないということだと思います。

ここで役場の職員がやっていくと、職員がもう交換されたり交代されたりしますし、なかなか忙しい中、その地域へ、27地区のところをいちいち指導していくっていうのは非常に大変なことだというふうに思いますので、一つの提案として、南向地区、葛島地区、片桐地区等、各１名程度、２名とか複数いたほうがいいわけですけど、今、総務課長からあったとおり、リーダーを教育、育成し、そのリーダーが各地区の総代等と連携をし地域の防災力の向上を図っていくということが必要だと思いますが、この辺、どうでしょうか。

○村　　長　　今度は私がお答えします。

防災士の育成について、各地区あるいは職員が全てということは無理――何人かが取れということは無理だと思いますんで、先ほどお答えしましたとおり、消防の経験者、それから消防団の分団長以上、こういう方の中から担っていただけそうな方、こういった方にお願いをして、各地区にまず、基礎となるのはそれぞれの地区に１人ずつっていう考え方は非常にとりあえずの方向としてはいいんではないかと思いますので、予算も伴うこともあるでしょうし、かといって相手もあることですから、そこら辺が恐らく一番難しいんでしょうけれども、ちょっとよく検討をして前向きに考えてまいりたいと思います。

○５　　番　（松村　利宏）　私も実は防災士の資格は既に持っておりますんで、その辺のところはしっかりと、今、村長から回答いただきましたんで、しっかりと協力していきたいと思っておりますので、さらに今言った消防団長さんとかやられた非常に経験の豊かな人がいっぱい村の村内にはおられますので、ぜひ防災士の養成依頼をお願いして、私のほうもＰＲしていきたいというふうに思いますけれども、しっかりとやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、次の質問に入ります。

東日本大震災、熊本地震、大阪府北部地震、北海道胆振地震、九州北部豪雨、西日本豪雨等、甚大な被害に対し消防、警察、自衛隊が災害発生後直ちに出動し、人命救護、財産の保護を行い、国民に安全と安心を与えています。

日本各地では、線状降水帯による１時間100mmを超える豪雨により甚大な被害が予想されるとともに、南海トラフによる巨大地震が今後30年間で70％の確率で発生すると言われています。

中川村は、日ごろから消防、警察、国土交通省、気象庁、関係機関と連携調整を行うとともに防災訓練を実施しています。中川村地域防災計画には「関係機関と密接な連携調整、防災訓練を行う。」というふうにあります。

しかしながら、現在は自衛隊との関係が薄く、訓練も実施されていない状況であるというふうに認識しています。

全国の自治体は、大規模災害に対応するため自衛隊との連携調整、防災訓練を実施しています。

村の地域防災計画にあるように、長野県は松本駐屯地に所在する第13普通科連隊が災害派遣担当になり、上伊那郡、下伊那郡はその中の第１中隊が災害派遣初動担当をしています。

また、防衛大臣または大臣が指定する者は、特に緊急な事態で要請を待つ時間がないときは要請がなくても例外的に部隊を派遣することができます。

災害発生後、初動対応を迅速に行うためには、日ごろから顔が見える関係を構築した上で調整を行うとともに、災害が予想される地域の地形、道路状況、活動拠点等について事前に情報を収集した上で一緒に防災訓練をすることが必要だというふうに考えますが、村の考えをお願いします。

○村　　長　　東海沖地震なんかの危険意識は、私どものところもさることながら、まさに、言い方は間違えてはいけませんが、直面している静岡県ならではの取り組みというふうに思っております。具体的には、お聞きをしたところ、自衛隊の例えばヘリから物資を民間のトラックへ、空輸してきてそれを積み込む訓練などを行っているそうであります。

長野県では、県の防災訓練のほかに松本駐屯地に近い松本市、塩尻市と県庁所在地のあります長野市の訓練に自衛隊のヘリコプターや車両が参加をしておるというふうに聞いております。

上伊那では、伊那市、駒ヶ根市の訓練に参加をされているということでありまして、具体的に申しますと、伊那市では小型装備やパネルの展示、駒ヶ根市では炊き出し訓練で炊飯をしていただいておるということをお聞きしました。

ちなみに、私どものほうも炊き出しに関しましては赤十字奉仕団が非常に熱心に取り組んでいただいておりまして、ことしは飯田市の赤十字奉仕団、この奉仕団は、実は東日本大震災ですとか熊本地震、こういったところにも出ていって実際に炊き出しをして、ボランティアの皆さんにその指導もしておるという実戦経験豊富な皆さんのようでありますけれども、この皆さんにことしは講師になっていただいて、日赤奉仕団員、各集落におりますけれども、実践的な訓練を行ってきたところであります。

上伊那の広域消防本部では、自衛隊との訓練は実施をしておりません。

それから、駒ヶ根市、これは自衛隊の協力を得て訓練を実施しておるようでありますけれども、駒ヶ根市にお聞きをしましたところ、自治体が対応できないところを補ってもらうという訓練内容でないと参加がなかなか自衛隊としてもできませんよと言うようなお話を聞いております。

中川村で一緒に訓練をということになりますと、今のある規模、それから今の訓練の内容では、とても自衛隊の協力を得るということは難しいというふうに思っております。もし参加をしていただけるとしたら、訓練の内容をかなり、こういうふうな、中川村ではこういうことが想定される、こういった場合には我々ではどうしようもないというふうな中で、こういった訓練ができるでしょうかということを考えないと、なかなか訓練参加は無理だろうと。つまり、そういった特殊な訓練が想定できるかどうかっていうことになりますので、ちょっと今のところ、その想像はつかないということでございます。

○５　　番　（松村　利宏）　一つは日ごろ顔が見える調整というのが、まず一つ目の提案でありますので、そこのところをしっかりとやっていただきたいというふうに思います。これは何も、自衛隊というふうに今言いましたが、どうも連携が余りとれていないということで言わせていただきましたが、ほかの関係するところ、機関全部でございます。全てのところと日ごろから顔が見える調整、これをやっておかなければいけないという前提でこれを言っていますので、ちょっと、その誤解、自衛隊が先走りしたようにとられたかもしれませんが、そうではないんで、そのところをしっかりとやっていただきたいということでございます。しかも、その相手方の関係機関も、御存じのとおり、職員の方もかわるように、異動により２、３年で交代になります、どうしても。そうすると、毎年１回はやはり顔の見える調整をやっておくということが大規模災害に対応するための前提条件になるのかなというふうに思いますので、そのところをしっかりとお願いしたいというふうに思います。

それから、自衛隊との訓練につきましては、一つ提案としては、例えば大規模地震が発生したときに、かなり自衛隊っていうのは大規模できますので、そういうところの拠点っていうところはどういうところにあるのかと、予想されるような危険箇所はどういうところかなというところを事前にちょっと関係者と調整を、現地を見させてもらうとかね、そういうことも非常に重要だということになると思いますので、そういうところも考慮していただければということで、大規模なところは、やっぱり市規模のところではないと、なかなかできないかなというふうに思いますので、そういうところも含めて、まずは顔の見える調整、これをしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

今、防災のところをやりましたが、初動対応っていうのが非常に重要になってくると思いますので、職員の方、それから関係機関との連携というのもしっかりとやっていただいて、その防災のところをしっかりとやっていただきたいというふうにお願いします。

さらに、村内のところは、今ありましたとおり、村長からありましたとおり、しっかりと地域の力で自分たちで自分たちの身は守るんだという意識をしっかり持つということが重要だと思いますので、その辺のところをしっかりとやっていくということでお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議　　長　　これで松村利宏議員の一般質問を終わります。

次に、１番　片桐邦俊議員。

○１　　番　（片桐　邦俊）　私は、さきに通告いたしました遊休荒廃地対策について、この点につきまして２つの観点から質問をさせていただきたいと思います。一つは地区組織による荒廃地防止のための活動に関する内容であります。また、もう一つは農地中間管理事業の推進に関係する内容であります。

なお、昨日の６番　中塚議員、８番　柳生議員の一般質問でお答えいただいた内容と重複する部分があるかと思いますけれども、よろしくお願い申し上げたいと存じます。

まず最初でありますけれども、現在、各地区多少の差はあるものの遊休荒廃地が問題となっております。私の周りの方からも「日本で最も美しい村連合に入っているのに、草だらけの農地等をどうするのか。」との意見も耳に入ってきております。

昨日の一般質問で村長からもお話がありましたけれども、村の農業委員会では毎年、再生利用可能な荒廃農地の調査集計を実施されておるようでありますけれども、平成28年は11.3ha、昨年、平成29年は12.9haとなっているということでございます。

荒廃地対策につきましては、これは各地区また各組織が主体に対応しておるわけでございますけれども、この数字については、今現在では増加傾向であるものの、各地区組織の活動の成果と、一定の成果だというふうに私も考えておるわけでありますが、村としてのこの数字に対しての評価はどうなのか、まずお伺いをさせていただきたいと思います。

○振興課長　　県の定める遊休農地解消月間にあわせまして毎年６月に、農業委員会を中心にしまして、営農センターの各機関が協力をいたしまして農地のパトロールを実施しているところであります。この中で把握された荒廃農地等については、国が実施します各政策のほうに活用されているほか、村内、その後の経営再開ですとか管理の徹底に向けた指導に役立てているところであります。

また、パトロール以外につきましても、日々農業委員及び最適化推進委員が担当地区のほうを回りまして、荒廃地の発生の抑制に努めているところであります。

このような地道な取り組みが、農村部の人口減少や高齢化相まって全国的に遊休農地が増える中でも、当村においてはある程度の歯どめがかかっているというふうに考えております。人口減少と同じで、遊休農地を減らしていくというのはなかなか難しいわけですが、それを緩やかに抑制していくという部分としては評価をしているところであります。このことにつきましては、住民の皆さんの意識と農業委員及び最適化推進委員、各地区の活動の成果というふうにも考えております。

さらに、中山間直接支払制度、多面的機能発揮交付金などの活用によりまして地区や組織が主体的に関心を持って対策を行っていることも結果に結びついているというふうに思っております。

また、守っていかなければならない耕作地と、また山に戻す農地といったもの、または農地以外に活用する農地といったものもすみ分けをしていくことも必要というふうに考えております。

○１　　番　（片桐　邦俊）　今、振興課長さんのほうからお話がありまして、私も同様な考えを持っておるわけでありますけれども、いずれにいたしましても、これからこの荒廃地につきましては増えることはあっても減ることがないというように考えておりまして、できるだけこの部分を現状維持、あるいは、できれば、やはり目標は減らしていくという方向へ持っていくというのが大事かなあというように思っておりますので、これから幾つかそんな部分の中で提案も含めて質問をさせていただければというように考えております。

続きまして、今、振興課長さんのほうからもお話しがありましたけれども、日本型直接支払制度、幾つかあるわけでございますけれども、国は最近、農地、農道、水路などを保全する地域活動を支援する多面的機能支払交付金のあり方を検討するため、評価の取りまとめのための素案を示しました。その中で遊休農地が４年間で725ha解消した実績や多くの遊休農地化を防いだとする推計が報告をされました。

中川村管内にも、この多面的機能支払交付金を活用する環境保全活動組織が現在24組織あるというふうに思っておりますけれども、これが本年度で、この事業が第２期の５年間の計画期間が終了、終えるということのようであります。

ちなみに、同様の中山間地等の直接支払制度につきましては、もう一年、平成の31年までで第４期終了というようなことであるようでありますけれども、こういった事業につきましては、組織加入者全員の参加の共同作業による農地維持管理に向けて本当に必要な制度であるというように考えております。

今後の国の方針によるわけでありますけれども、再認定に向けた村の積極的な継続支援、きのうも村長さんからもお話ありました。交付金につきましては村も４分の１の負担を負っておるということでありますけれども、そういったものも含め、また事業に対するきめ細かな村からの指導等が必要と考えますけれども、村としての考えをお伺いしたいと存じます。

○振興課長　　ご質問の交付金につきましては、申しましたとおり、４分の１が村のほうで負担をしているものであります。年間5,000万円弱ほどの事業が村内で行われまして、農道、水路、畦畔の整備や農村環境保全が行われ、各組織のご尽力によりまして、その効果が発揮されているところであります。

今期の対策につきましては、ご指摘のとおり30年度までということであります。次期対策の継続を前提としまして、現在、各組織において対象となる農地の確認を行っているところであります。現在の組織がそのまま次期以降も継続の予定で進行しておるところでありますけれども、組織の中には事務の負担が大きくて継続が困難といったような声もあるところでありますが、そのような組織に対しては、地区全体での取り組みなど、組織整備の見直しを検討するなど、組織と相談しながら対応をとっているところでございます。

多面的機能の増進を図る活動としては、遊休農地の保全のほかに住民による直営工事、防災・減災の強化、医療、福祉との連携、農村コミュニティーの強化等があります。村の負担金も含めまして、継続を基本に進めているところでございます。

○１　　番　（片桐　邦俊）　特に、今お話しがありましたけれども、こういった環境保全対応の組織につきましても高齢化あるいは人口の減少等によりまして活動が困難になっているところがあるというふうにも私も聞いておるわけでありますけれども、やはり、どうしても、この荒廃地対策上、この組織につきましては、やはり存続を、ぜひ各地区、各組織、存続をしていっていただきたいなあというふうに思っております。そんな中では、この多面的機能支払交付金の制度につきましては、今広域化をかなり推進をしておると、今までの組織ではなかなか活動ができづらくなってきている中では広域化を進めておるというふうに聞いておりますけれども、そんな部分では村としてどのようにまた進めていくのかお伺いをしたいと思います。

○振興課長　　広域化についてでありますけれども、例えば隣の飯島町は、広範囲の中で組織を組みまして、事務を一手に担っている方がいるということで、事務の軽減をされているというお話も聞いております。

村のほうでも、そういうものは検討してきたところでありますが、すぐにというわけには参りません。来年からということになると、ちょっとそこまでは進まないのかなあというふうには思っておりますが、中山間の直接支払につきましては32年からということになりますので、来年一年あるわけですので、中山間のほうについては、可能かどうかわかりませんけれども、一つに、広域を一つにまとめるのか、例えば広域連携といったような連携の中で、少し各組織ごとではなくて、少子村内連携したような取り組みのほうは、各組織のほうには提案をしていきたいというふうには考えております。

○１　　番　（片桐　邦俊）　ぜひ、今のお話しがあったとおり、できる限り各組織の存続につきましてご指導いただければというふうに思っておりますので、お願いを申し上げたいと存じます。

続きまして、遊休農地対策の中で、やはり土地所有者との話し合いを含めまして、各地域、組織の協力がなくては解消につながっていかないというように思っておる次第でございますけれども、地域住民の全ての方に荒廃地を減らそうという意識を持ってもらい、活動に参加していただくっていうことがやはり重要であろうというように考えております。一部の人たちの頑張りだけでは、なかなか、これ、解消できないわけでありますので、そういった部分の中で、荒廃地対策の最低限の作業であります草刈り等につきましては、地区や環境保全組織あるいは各水利組合等がのり面あるいは農道の草刈りにあわせて対応していただくことが必要かなあというように思っておりまして、そんな部分の中では、荒廃地解消月間というような形の中で、そういった月間的なものを定めながら住民への啓蒙活動を図ることが必要ではないかというように私は考えるわけでございますけれども、いかがでしょうか。

○振興課長　　先ほど少し触れましたけれども、長野県では６月を遊休農地解消月間というふうに定めております。これによりますパトロールにおきまして遊休農地等の把握に努めて指導を行っているというところでございます。パトロールを行った上での遊休農地につきましては、解消可能な農地につきましては所有者等へ意向調査を行いまして草刈り管理や活用の指導をしているところであります。

また、農業委員や農地最適化委員が橋渡しをしまして農地の貸借と遊休農地の解消を図っているといったような例もございます。

農地の管理につきましては所有者または耕作者が行うべきことですけれども、管理の行き届かない農地は村外地主の方が多く、農業委員会や地区におきましても管理の依頼をしているというところでありますけれども、しかし、なかなか解消に結びつかないといったところが現状かと思います。このような地道な指導も取り組んでいるところでありますけれども、やはり集落の農村環境を維持するには地区、各組織の協力が必要になってきます。

ご提案をいただきました解消月間につきましては、県の月間ですとか農地パトロールにおきまして、各組織、各地区の作業にあわせまして気になる遊休農地の草刈りをしてもらうといったような呼びかけを行うといったところで、村独自の月間を設けるといったところを検討しまして、各地区・組織に提案をしていきたいというふうに考えております。

○１　　番　（片桐　邦俊）　ぜひ、総代会なり、あるいは環境保全組織等の打ち合わせ会、会合等には、こういった啓蒙活動をするんだということで、ぜひ働きかけを強力にしていただきたいというように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

続いて（４）でありますけれども、遊休荒廃地対策として、見て楽しむとともに観光などにも活用する景観植物、菜の花なりコスモスなりヒマワリ等でありますけれども、こういったものを栽培する地区が多く出てきております。過去からも栽培をされておる地区があるわけでありますけれども、長野県では、ヒマワリにつきましては富士見町や信濃町あるいは阿南町等で遊休農地利用として栽培を推進されておりますし、またコスモスなどは、近いところでは、お隣の飯島町では観光目的ということだと思っておりますけれども、田切の道の駅周辺の水田等を利用して栽培がされてきておるのも皆様方御存じのとおりかなあというように思っております。

実際には、やはりこういったものも作業を誰がやるのかという課題はあるわけでありますけれども、先ほどからも話が出ております多面的機能支払交付金事業の中でも植物の植栽活動による景観形成を実施している活動組織も多く紹介をされておるわけでありまして、また品目によっては、そういった植物で商品化されておるという実例もあるわけであります。

実際に話を聞いてみますと、中川村の中でも前の村おこし協力隊員の方がヒマワリを栽培しヒマワリ油を商品化としている例があるというふうに考えております。

村としても荒廃地対策の一案として景観植物の推進を検討するべきではないかというように考えておりますが、これにつきましても、やはり土地に合った植物を選定していくというようなことも必要になってこようかと思っておりますけれども、そんなことも含めまして、村のお考えをお伺いできればというふうに考えております。

○振興課長　　多面的機能支払交付金につきましては、資源向上共同活動におきまして農村環境保全として遊休農地の有効活用が図られています。

議員さんからもお話がありましたとおり、積極的な取り組みとしましては、渡場組織のイチョウですとか牧ヶ原組織のヒマワリの取り組みがあります。

ヒマワリにつきましては、先ほど申されましたとおり、元地域おこし協力隊の方と西小学校、牧ヶ原組織が協力をしてヒマワリ油の生産などを行っています。この取り組みについては、地域の遊休農地を農業者以外の皆さんも含めて活動を行っているというような事例でございます。

遊休農地対策につきましては、解消だけを目的にしますと継続が難しくなってしまうというふうに思われます。景観形成作物の作付にあわせましてヒマワリオイルのような商品化ですとか観光など、地域活性化に結びつく取り組みが必要というふうに考えております。

営農センターのほうでは、集落の話し合いによりまして、収益性ですとか省力化などが望めます特色ある作物の普及拡大の取り組みに対して支援を行います補助金、営農センターとしての補助金のほうを予算化しております。景観形成の作物でありましても商品化等を見据えることができる取り組みであれば、こんな補助事業も利用が可能でございます。

制度の周知については、ちょっとＰＲ不足というところもありますので、ここら辺は、もう少し積極的にＰＲするとともに、営農センターを中心に遊休農地対策としまして景観作物の導入について検討を行うとともに、組織、集落に働きかけを行っていきたいというふうに考えております。

○１　　番　（片桐　邦俊）　ぜひ、私も、この景観植物につきましては荒廃地の解消対策だけではないというふうに考えておりますので、ぜひ観光、あるいはこういった商品開発含めて検討を進めていただければなあというように思っております。

また、私も、そういった部分の中では、そういった商品化した場合の物流等もこれからちょっと勉強しながら、またどこかの機会でご提案ができればなあと考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

続きまして、もう一つの観点からでありますけれども、農地中間管理事業のかかわる関係でございますけれども、遊休農地、遊休荒廃地の発生防止に必要な農地流動化支援のための農地中間管理事業の推進について質問をさせていただきたいと思います。

国は平成25年に日本経済の再生に向けた成長戦略、日本再生戦略において農林水産業の成長産業化を掲げ、その成果目標として、今後そのときから10年間で全農地面積の８割が担い手に集積あるいは集約することなどをまとめた計画を発表いたしました。その中で、現場の具体的施策として各都道府県に農地中間管理機構を設置し、農地集積・集約化に配慮して農地の貸し借りを行う農地中間管理事業を創設したわけであります。

この制度により長野県も効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手に対し2023年までに68％まで農地の利用集積を進める――その当時は約39％という状況のようでありますけれども――目標を掲げ推進を図っているのが現状だというように思っております。

荒廃農地の防止のためには必要な事業であるというように思いますけれども、平成28年度の集積率を調べてみますと、県下全体では40.8％となっており、余り大きくは進んでいないっていうのが現状かなあというふうな感じをしております。

中川村でも農地中間管理事業については農業委員会を、あるいは農業再生協議会を主体に対応しておると思いますけれども、村として集積率の目標値が定めてあればお伺いをしたいというのとあわせて、昨日は借りたい面積、貸したい面積のお話もありましたけれども、現在までの農地利用集積状況についてお伺いをしたいと思います。

また、９月定例会の一般質問の折、村長からも農地流動化支援のため農業委員会へ農地移動を専門に行う推進委員を配置した旨の報告がありましたけれども、今後の進め方を村としてどのように考えておられるのか質問をさせていただきたいと思います。

○振興課長　　村としまして集積率の目標は今のところ定めておりません。

現在の実績としましては、村全体の農地が874haに対しまして、認定農業者など、いわゆる担い手への集積が122haとなっております。担い手への集積率は約14％ということで、国の定める目標には大分遠いわけですけれども、しかし、地形とか、いろいろな状況がありまして、なかなかそのとおりにというわけにはいきませんけれども、少しずつ集積は進んでいるというふうには思っております。

また、中間管理機構が行う貸借希望の公募に対して公募に応じた農家が50人います。中間管理機構から借りたのが50人いるということであります。

また、面積につきましては34haというふうになっております。

ただ、どうしてもこういうものは、中間管理機構が借りたとしても、その先の借り手がいないとなかなか中間管理機構を通せないというような多少の実情もありますので、その前段としての下調整というものが非常に重要になってくるのかなあというふうに思っております。

担い手への農地集積については、必要に応じて村や農協が協力して農地集積に結びついているというようなケースもあります。

農地を必要としている方につきましては、ある程度農地の確保には結びついているというふうには考えております。

荒廃地対策としての農地集積につきましては、集落営農組合や地区営農組合での話し合いが重要になってくるかなあというふうに思っております。

ある地区では、出席者一人一人、遊休農地の問題とかをそれぞれ出し合いながら、地区としての話し合いをする中で少しずつ解消に結びついているというお話も聞いております。その中には、当然農業委員ですとか農地最適化推進委員といった新たにできた委員さん等も加わっていただきながら、話し合いの中で解決をしていくというのが重要かなあというふうに思っております。

営農センターにおきましても、そんな仕組みを構築しながら、徐々にではありますけれども取り組みを進めているというような状況でございます。

○村　　長　　今、振興課長のほうから集積に関してのやり方、今までの経過を踏まえてお答えをしました。このとおり進めてまいりたんですが、実は中間管理機構に集約をされている大きな大部分のところは西原地区の果樹団地なんです。これがどういう経過で集積が進んだかっていうのは、たまたま農地中間管理機構という組織ができた時期と、それと果樹団地の中が非常に荒廃していて――荒廃っていいますか、次々に梨やなんかが切られてしまって、それで非常に、何ていいますか、荒廃化が進んでいると、そういう状況の中で、これを何とかしないと、せっかくいい圃場整備してきた果樹としての団地もそうだし、果樹産業が衰退してしまうと、もちろんその後継者もという意味があって、地域の方の中から非常に危機感が出てきた中で、たまたま営農センターの幹事をやっております村のほうにお話があって、そこでうまく地域の話し合い、ＪＡも入りという話し合いを重ねる中で、中間管理機構に一旦預けて、じゃあそれを責任持ってやりたいという人を募ってやっていきましょうと、ちょうどうまいマッチングができがというのがきっかけなわけです。当時は中間管理機構に組織を預けると、これが大規模な農地、あるいは、何といいますか、特定の担い手もしくは企業的な農業をやるところに、全部そっちのほうにシフトされてしまうんではないかと、そういうおそれを非常に持っていたわけですけど、殊長野県に関してはそのおそれはない、実際に長野県の農業会議が、これが農業会議の下にか横にかわかりませんが、この中間管理機構が置かれておりますので、長野県の実情をよくわかっているということが私どももわかりましたので、これからは中間管理機構を通じてやはり集約をしていくっていうことが貸し手も借り手も安心していけるだろうということであります。

何がポイントかっていうと、実は、筋からいいますと、集落営農組合あるいは地区営農組合が話し合いをして、非常にここのところは困っている、だからどういうふうにしたらいいだろうかっていう話が出てくると非常にいいわけですけど、実は、現実は、なかなか農業の担い手もさることながら、やはり１種兼業農家２種兼業農家が――２種兼業が多いんだが、やはり農業がなかなか顧みられていない中で、自分の土地についても、もうこれはなかなか後継の皆さんも顧みていないという実態があるわけです。それが、貸したいけど、あるいは売りたいけど、うまくマッチングしてこない一番の原因でもありますし、営農組合の話し合いの中でも、なかなか役員しか出てこないという、そういう実態が今既にありますので、これを何とかする。これにつきましては、村としては専門の流動化をマッチングしていく専門に取り組む方をぜひ人材として確保していきたい、こんなふうに思っております。ただ、これも相手があることですから、この方が応じていただけるかどうかということはあります。でも、そういうことを通じて流動化を進めていかないと、さっき言ったように、依然として貸したいけど、貸したい、あるいは売りたいけど、いや、ちょっと私この土地ではという話もあるだろうし、そこら辺のところを来年以降しっかり取り組んでいきたいということであります。

○１　　番　（片桐　邦俊）　村長から細かくお話しをいただきましてありがとうございました。

これにつきましては、やはり今、村長から話があったとおり、やはり貸し手、借り手ともに安心できる事業でないといけないというように考えております。

実は、御存じのとおり飯田で発生しましたかぶちゃん農園の関係につきましても、かなりの部分はこの中間管理機構が間に入って農地の貸し借りをやっておったというように聞いておりますけれども、そういった部分の中で中間管理機構がいち早く向こうの管財人等と話をしながら進めてきたという経過があるようでございますので、そんなことも含めると、やはり安心という部分の中では、こういった中間管理機構を使うことが必要だというように私も感じておりますので、ぜひこんな方向で進めていただければというように考えておりますが、よろしくお願い申し上げたいと思います。

そんな中で、少し、もう少しこの中間管理機構の関係につきましてちょっと質問させていただきたいなというふうに思っておりますけれども、中間管理機構の中でも、どちらかというと、これ、その受け手にかかわる部分の内容でありますけれども。お願いをしたいと思います。

県下の中でも上伊那管内の集積率は、実は60％台と高くなっております。これは、宮田村と飯島町が水田を中心に、ほとんどの農家を組合員とする農業法人が農業流動化を推進していることによると思われます。

また、果樹農家の改植事業に対して支援が受けられる国の果樹経営支援対策事業につきましても、支援対策条件として実は農地中間管理機構との連携をここへ来て打ち出してきておるというのも実態であろうかというふうに考えております。

中川村は果樹栽培面積も多いため、水田地帯と違い農地集積については難しさがあろうかと思いますけれども、将来の農業生産は法人やグループ化が必要にならざるを得ないと私は感じております。それは、さきに述べた飯島町や宮田村がよい例ではないかというように考えております。宮田村につきましては、御存じのとおり一村一農場という考え方の中で一つの村の中で営農組合が一つという形で進めてきておりますし、飯島町は地域ごとに一般社団法人と、それから、あと株式会社化ですか、こんな部分で９法人ぐらいあると思っておりますけれども、こういった部分の中で解消をしてきておるというように感じをしております。

また、大きなところでは伊那市を具体例にとってみますと、伊那市につきましても平成31年を目標に集積率を50％に持っていきたいということで今進めておるようでありますが、あちらのほうはどちらかというと広範囲にわたっておりますので、そういった法人につきましては各地域にございまして、今24法人、伊那市内にはあるわけでありますが、そういったところへできるだけ集積をしながらということで進めておるという状況のようであります。

何で実は法人なりグループ化が必要なのかっていう根拠でありますけれども、認定農業者を中心とした担い手への集積というものも十分必要だというふうに感じておりますけれども、実は本年、伊那市で大変多くの水田を引き受けておった40代の若い担い手が農作業事故によりまして大けがをしました。そのために農作業が困難になってしまったということで、請け負っておった水田をどうするかという大きな問題になったというように聞いております。こんなことからしても、若い認定農業者を中心とした後継者への集積というものも必要だと思っておりますが、万が一のときには、またそういった方々が高齢者になったときには、やはりそれ以降どうしていくのかっていう部分がやっぱり課題になってくるというように考えておりまして、そんな中では、私は、やはりどちらかっていうと法人なりグループ化っていうものをきちんと対応していく必要がこれからもあるだろうというように考えておるわけであります。このようなことからも、将来の農地集積については、全て組織とは言いませんけれども、さまざまなことを考えておく必要があろうかというように考えております。

今後、中川村として農業生産基盤維持のため、また、ひいては遊休荒廃地の発生防止対策のためにも、将来の集落営農組織や担い手グループについてどのように考えていくのか、関係組織あるいは団体との協議を今のうちから進めていかないと、その場に立って課題等が出てきて対応するっていうのはなかなか難しいと思っておりますので、こんな部分で、ぜひ今のうちから検討を村としてもしていくべきだというふうに考えておりますが、村としてのお考えをお伺いしたいというふうに思っております。

○村　　長　　担い手組織、いろいろあるわけでありますけど、最近――最近っていうか昨年、農事組合法人みなかたが発足をしたと、全ての南向地区の農家の参加ではないんですけど、当面、多くの皆さんが、農家が入ってきて、作業受委託を中心にして農家の農業の補完的な組織として、まずそこから出発しようと、いずれは、この組織がそこの集落――集落っていうか、地区全体の農業といいますか、地域に責任を持っていけるような組織に発展していきたいという、そういう理念のもとに始まったというふうに考えております。これについて申しますと、２年経過をして、やっぱりなかなか問題になってくるのが、作業員がいないとか、あるいは受けるにしても、受けてもいいんだけれども、ちょっと機械類やなんかが圃場に対応していないとか、いろいろな問題があるようであります。こういった問題については、組織ときちんと話し合いを正面から行っておりませんので、個々の理事の方のご意見ということなんでしょうけど、その方のご意見が組織全体のことをあらわしているんだというふうに私は思っておりますので、そういう意味からいいましたら、やはり、実際にもうどうなんだということを村としてもお話をお聞きしていかないと、何が問題でということがわからないっていうことになりますから、正面向けてそういった組織とは話し合いを持っていきたいというふうに思っております。もうそういう時期だろうと思います。

それから、先ほどちょっと果樹産業のお話も出ましたので、あわせて申し上げたいと思いますが、私も、実は村長になるときの公約として、やはり、ここの中川にある果樹、梨、リンゴ、それから桃、最近ではもう少しいろんなものが取り組まれておりますけれども、こういったものをつくる技術、継続性っていうものは非常に難しいので、農家の高齢化っていうこともあります。こういったことを、ぜひ衰退しないように引き継ぎをしたいということも申し上げました。それにはどうするかっていうことでありますけど、まず団地が幾つかあります。果樹団地があるんですけど、こういったところの皆さんとお話をしながら、そこにある果樹の老朽化といいますかしておれば、今お話がありましたリンゴの改植事業の取り組みはどうなんだろうか、あるいは、あいているところに新規の担い手は入れないだろうかっていうようなことも含めて、直接そういう皆さんともお話をしていく時期に来ていると思いますので、これについては、ちょうど冬に、冬はそれほど作業も忙しくはないわけでありますので、少しずつそういうところから話を進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、今果樹と、南向地区、農事組合法人みなかたというラケットのお話をさせてもらったんですけど、村内には、やはりいろんな、村内にはいろんな圃場っていうか、800haを越えておる方もいますが、農地としては874ha、それだけの農地があります。これらについても、うまく回っているところと、そうじゃないところと当然あるわけでありますので、これらについても本当の意味で集積どうしていくんだっていうこともさることながら、集積ができないとしたら、じゃあこういうところの農地はどうしたら、誰が今度は、集積しなくても誰かが受け継いでいけないかとか、そういったことも含めて、先ほど申し上げたとおり、流動化をして農地を農地として有効に維持、使ってもらえるような橋渡し役の専門家、こういった方も話し合いの中で――話し合いっていうか、しっかり育成しながら、何といいますか――育成っていうか、担当を、まず専門家を据えるっていうことなんですけど、据えて流動化と集積にもう前向きに取り組んでいきたいというふうに思っております。

ただ、きのうの質問もありましたけれども、全部大規模の皆さんに集積して、それで終わり――農業は終わりではないと思っておりますし、もちろん家族的な続けてきた農業っていうのも小回りがきく農業ですし、これの典型が中川村では果樹農業だと思っておりますので、こういったことはもちろん大事にしてまいりたいということであります。

○１　　番　（片桐　邦俊）　ぜひ、今、村長からもお話があったとおり、関係されるようなグループの皆さん、また組織の皆さんとも徐々に話し合いを進めていくということでありましたので、ぜひ、こんなのを進めていただきながら、将来の中川村の農業をどうしていくのか、耕地をどうしていくのか、ここら辺をやはり真剣にこれから取り組んでいただきたいというように思っております。

こんなことを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議　　長　　これで片桐邦俊議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午前10時45分とします。

［午前１０時２４分　休憩］

［午前１０時４３分　再開］

〇議　　長　　休憩前に引き続き一般質問を行います。

４番　大原孝芳議員。

〇４　　番　（大原　孝芳）　私は２問の質問をしたいと思います。

まず最初に「公立図書館は、交流と創造を楽しむ拠点になり得るか」という題で質問をしたいと思います。

この問題に先立ちまして、私も図書館というのは日々そんなにしょっちゅう使うわけじゃないんですが、こうした一般質問、あるいは新聞が読めたり、いろんな知識の宝庫でありますので、非常に大事なところと認識しております。

図書館の設置の根拠というのは、法的に今言いますと、図書館法で第２条第１項に、ちょっと読んでみますが、この法律において図書館とは、図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社または一般社団法人もしくは一般財団法人が設置するものをいう、こういったことで、図書館っていうのはどこの自治体にもございますが、こういった根拠で設置されているというふうに書かれております。

また後で述べますが、議会においても議会の図書室というものが設置されております。これについては、この根拠というのは地方自治法の第100条第19項及び第20項において、ちょっと読ませていただきます。19項においては「議会は、議員の調査研究に資するため図書室を附置し、前二項の規定により送付を受けた官報、広報及び刊行物を保管して置かなければならない。」20項としまして「前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。」こういった法律で根拠を保障しているわけでございます。

私が今回、この質問をするに至った経緯は、現在の中川村図書館の運営方法が非常にまずいとか、そういったことでは全くなく、非常に、今２人、おおむね２人が多いと思うんですが、非常に快く、非常に感じのいい図書館の２人がいらっしゃいますし、また館内も非常に、ほかの自治体の図書館にしても非常にすばらしい図書館だと思います。

しかし、今まで当たり前にあった図書館が、私たちが議会改革等の講習会あるいは勉強会でいろいろ教わってくる中で、今までの図書館のあり方で継続することで住民たちが本当に満足しているのだろうかというような疑問に突き当たります。また、言葉だけではありますが、議会の図書室というものがあるにもかかわらず、非常に利用されていない。それから、私たちは議会基本条例というのを制定しました、５年前ですか。その中にも議会図書室を充実しましょうと、これは議長の責務として書かれているわけでございますが、実際としては、今私たちの議員控室の脇に棚があって図書があるわけでございますが、それも余り見る方、私たちも少なからず見ることはあるんですが、一般の方々は、なかなかこれを利用することはできない。さきに言いましたが、議会図書室があることさえも住民には周知されていないような気がしております。こういったことも含めて、これから私たち議会が住民の皆さんと一緒になって、この村をどのように持続可能な村にしていこうかというときに、いろんな勉強をするにしても、資料として私たちが村民に対して提供していかなければならない、そういう責務が議員または議会にあると思います。そういった見地から、これから質問に入りたいと思います。

まず、交流と創造を楽しむ拠点と書きましたが、過去に実施してきた図書館活動の中で、交流あるいは創造に当たる事業っていうのはどういうものがあるかということをお聞きしたいと思います。

私が承知している中においては、過去に子どもさんたちを集めて読書会とか、それから平和教育とか、過去にそんなようなことをしていただいて、非常に成果を上げていただいていると、そんなふうに承知しておるわけですが、まず、その点についてお聞きをしたいと思います。

〇教育長　　ご指摘のとおりであります。

平成10年度の開館でありますけれども、開館のときには交流としてお話の部屋というのが年９回開かれ、また創造的な活動としては、今お話のありました夏の平和特別企画、秋の図書館祭り等が行われて、現在に続いているわけであります。

翌平成11年度からは、講師をお願いして、図書館講座ということで勉強をしながら進めてきました。

また、小学生、中学校、保育園、いわゆり荘、麦の家への団体貸し出しを行いました。

また、勤めなどで普段図書館に来られない村民に利用してもらうために、金曜日夜９時までの夜間貸し出しも始まりました。

平成13年度からは、乳児７ヶ月健診でブックスタートとして本２冊を贈呈をして子どもと本の触れ合いを進めること、それから平成22年度からはセカンドブックとして保育園の年少さんに１冊の本を選んでもらって、これを贈呈し、絵本を通して親子、また家族との触れ合いを願い、本が好きな子どもたちの育成を目指してきているところです。

〇４　　番　（大原　孝芳）　今、教育長のほうからお話があった、非常に図書館の広報も見させていただきますと、非常に積極的にやっていただいているということであります。

また、教育長は図書館長でもあられると思いますので、直接かかわることが非常に多いということで、私も隣町あたりの図書館もいろいろ見させていただいたんですが、決して、人口が少ないところにもかかわらず図書館は非常に充実していますし、すごく誇りに思います。よその悪口になっちゃいますので余り言いませんが、やっぱり、私、今質問しようとすることについては、中川村のほうが非常に上を行っているかなっていうような感触を持ってまいりました。

次に質問に入りたいと思いますが、今非常に子どもさんたちの幼児教育なんかに絵本とか、そして入ったところにすぐ勉強のスペースございまして、子どもさんたちにとっては非常に親しみやすい設計もされてますし、また絵本なんかも充実していて、私はすばらしいと思います。そういった子どもさんの教育、それから平和教育もやっていただいたんですが、私は住民自身、あるいは前回も質問しましたが主権者教育、市民教育の立場から、図書館っていうものをこれからどういうふうに活用していくことが住民にとって、それこそ持続可能な村づくりに対して一緒に考えていく、そういった拠点になっていくことが大事じゃないかといような思いで次の質問に入りますが、村においては、図書館の一部に、ここにもあるんですが、私たちのこういった議会の資料を置いていただいております。それから、予算・決算書とか置いてあります。それから議事録があります。ですので、一般住民がそこ行って議会の資料を見ることはできます。そこ以外に、あと図書館の職員の方がスクラップブックに新聞の切り抜き記事を、中川村に関係した記事を切り取っていただいて、そこへ張っていただいて、だから、そこいけば中川村の出来事が、新聞に出たものについてはスクラップブックに納めていただいていることがありまして、非常にありがたいあと、そういうふうに見てまいりました。

私は、そこにもう一つ、例えば議事録、私たちなんかの一般質問したことも全部見られるわけでございますが、それから、じゃあどうするのといったことをそこで学んでいくことが、また住民自治につながっていくと、そんなふうに考えているわけであります。

したがって、例えば、ここに書きましたが、（１）なんですが、住民たちが議事録なり予算書を見て、それで村のことを知る、それが私たちの情報公開みたい部分だけでいいんかなっていうのは、私もそんな気持ちがございまして、例えば、ほかの議会に、ここにも議会図書館に置いてある資料なんかも、そこにもしあれば、住民の方はよりわかりやすくなるんじゃないかということでありますので、私は、例えば、議会図書館にある本は貸し出すようなシステムにはなっていませんので、ですから、住民が来てここで閲覧することができますが、貸すことはできません。そして、当然司書もこっちのところにはいらっしゃらないと思いますので、そういった管理はできないと思います。したがって、もしそういうことが可能でされば、私は、専門的な本でありますので、なかなか図書館で単独で持ったり、そういうこともなかなか無理かと思いますので、何か総合的に、そこで予算書を見ながら、そこに例えばまちづくり、村づくり、それから、今のちょうどタイムリー、例えば今の出来事に関することを閲覧できるようなことと連携できるような、そういう仕組みをもって住民たちに図書館という拠点から情報発信すると、そういうような仕組みができないかなということを思います。また、私たちが勉強会に行っても、必ずそういうことは指摘されます。したがって、ここにも、（１）にも書きましたが、そういう特に住民自治に関して特化して、そういう、せっかく、何ですか、ブースを設けていただいていますので、そういう観点から、図書館の中にそういった空間を持っていったりして、具体的な手法はいいんですが、そういうことが可能かどうかっていうことをちょっと教育長のほうでお願いしたいと思います。

〇教育長　　中川村の図書館の行政コーナーにつきましては、今のご指摘のとおりであります。現在、図書館にある行政にかかわる書籍については、今ある行政コーナーの近くに、図書館内にある書籍等についてはまとめて、地域課題としてもコーナーを設けて、住民の皆さんの目に触れやすくなるようにしていきたいというふうに思っております。

ただいまご指摘の議会図書室の蔵書、議会関係の書籍につきましては、議員の皆さん以外の住民の目に触れることはほとんどなかったというふうに思います。これについては、もし希望があれば議会事務局を通して閲覧は可能であろうというふうに相談をしているところでありますけれども、そういうような点についても、そのようなことが可能ならば議会便り等でお知らせをいただければというふうに一点思います。

ご指摘の書籍等について村民の目に触れやすいように公立図書館のほうに整えてということにつきましては、また相談をしていきたいと思います。

〇４　　番　（大原　孝芳）　あれですかね、図書館の運営審議会っていうですかね、そういったものがあると思うんですが、そこに議員は入っていませんよね、入っていませんね。ですので、例えば、私がイメージしていることを図書館長が、教育長が、ああ、なるほどというふうに思われるのかね、そして、ほかに、先ほど言いましたけど、よその図書館行ってもなかなか、中川村はまだいいほうなんです。どこって言っちゃうとまずいですが、私も行って、人口もっとすごい多いところなんですが、がっかりして帰ってきたんですが、ここらへんを住民の方たちはそれをよしといるのかなと思ってね、非常に驚いて帰ってきた結果で、中川村のほうがまだ全然いいほうなんで、私たちは、ずっとそういうふうにね、そういうもんだと思ってやってきたんですが、ここへ来て私たち議会も、例えば、議員のなり手とか、それから、どんどん若い人たちが議員になっていかないっていうところをいろいろ研究していくと、やっぱり情報っていうか、一緒になって物事を考えていこうかというようなね、そういうまずステージをね、私たちがつくってあげて、それに飛びついてくるかは住民の意識の問題もあるんですが、それさえもなくして、そういったものをね、期待しても、それは無理だっていうような気がしています。したがって、私たちの責任として、やっぱり議会あるいは行政の責任として、きのうも公文書の問題も出てましたが、きちんとそういったものは、プレゼンはきちんとしてあげないと、それから村民がそれに対してまだ答えないというのではあれば、また話は別ですけど、まずステージをつくってあげないと――あげないというよりも、あげていくことが我々に課せられた責任であるんではないかと、そういう私は認識をしていますので、ぜひ具体的に、きょう、そのコーナーをどういうふうに例えば持っていくことがいいとかっていうことは出せないんですが、もし可能であれば、そういった図書館の皆さんが話の中に、議会にもちょっと声をかけていただいて、ちょっと私たちの声も届けていただくと、私たちの思いが届くとありがたいなあと思うんです。一概に住民自治とか、それから市民教育あるいは主権者教育っていっても、なかなかそれは、そりゃなんじゃっていう話になっちゃうもんですから、まず自分たちの地域の問題をどうやって解決しようと、自分たちがまず何ができるかって、そういうスタートラインに立つには何が問題かっていうことをまず自分たちが知る必要があるんですね。そうするには、あの図書館に行けば、そういった情報があると、例えば新聞の閲覧コーナーがありますが、そこに雑誌があって、何かたまに現代農業とかいろいろあって、非常に機関誌があって、その中に農業の問題とかって非常に書いてあります。自分のお金で買えばなかなか高い本なんですが、あそこ行けばそういった情報もありますし、いろんな過去の文献もあれば探せますし、それから週刊誌、月刊誌であってもそういう情報が得られるもんですから、そういうところへアプローチしてあげられるような図書館になっていくことが大事じゃないかと思います。

それから、なおかつ、ここの議会図書館にある文献を貸すことができないにしても住民の方に、さっき議会便りで周知すればいいんじゃないかっていう話もいただきましたので、またちょっと議会で検討してみたらといいかなと思うんですが、やっぱり、そこに図書館があることさえも、住民はまず知らないと思います。ここに図書館としてあることが、ですので、まず第一歩ですので、ぜひ一緒になって、ぜひ図書館と、それから議会図書室とを、何かで連携しながら、住民がそこに立っていただけるようなステージを一緒につくりたいと思いますが、どうでしょうか。

〇教育長　　住民自治の進化に図書館が大事であるということはご指摘のとおりというふうに思います。

新たな書籍の購入について希望はカウンターのほうで受け付けているところでありますけれども、議会事務局とも連絡をとりながら、住民の皆さんの要望をできる限りお受けしていきたいというふうに思います。

よりよい図書館を育てていく主権者として住民の皆さんの積極的な利用を呼びかけていくようにしたいと思います。

〇４　　番　（大原　孝芳）　ちょっと私の質問も抽象的で、なかなか返答にもお困りになっちゃうと思いますが、教育長はあれですかね、例えば今まで図書館の図書館長して、いろんな地域の図書館を見られていると思うんですが、私も中川村図書館以外にたくさんは知らないんですが、ほかの図書館なんかは、自治体の見た中で、何かちょっと卓越したようなとこがあるような図書館、何かそういうようなヒントなるような図書館があれば、ちょっとここに通告してないんですが、返答できればお願いします。

〇教育長　　図書館の会議等でそれぞれの図書館に出向きますので、その都度図書館を見させてもらってきますけれども、最近のところでは、塩尻図書館とか小諸図書館とかは非常に図書館として活動を先進的に進めているというふうに思っております。

住民自治ということについては、焦点を当てて考えて見てきたということではありません。

〇４　　番　（大原　孝芳）　今まで、今図書館って、よく全国で表彰される図書館とか、それから、もう少し前ですが、民間の蔦屋っていような図書館が入っちゃって全部、そこにスターバックスが入って飲食しながら本を読むとか、いろんなスタイルが全国でも一時話題になったことがあるんですが、やっぱり図書館っていうのは、私は村の顔っていうんですかね、知的な部分を象徴するところですので、そこがどういうふうになっているかっていうとね、その自治体自身が評価されているんじゃないかというような気がします。だから、図書館を見ればどういう村かっていうのが非常にわかっちゃうじゃないかっていうようなところじゃないかなって、私はいつもそう思うんです。ですので、ぜひ、私は議会人ですので議会人としての要望ですので、一般の皆さんの図書館のイメージとはちょっとかけ離れているかもしれませんが、ぜひ、図書館っていうものの、ただ本を貸して、たくさんの人が借りてくれた、それで非常に利用率が高いとか、そういうことも大事なんでしょうが、やっぱり何を提供できるかっていう、さっきの根拠法にあるように、これ何て書いてありましたかね、調査研究をしたり、そこで何を発生させるかっていう、そういう任務も図書館っていうのはあるもんですから、読書好きの人たちの単なるたまり場じゃないもんですから、そういう意味で、ぜひ中川村図書館には、館長として、何ですか、より発展させていっていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

ちょっと図書館のこととはちょっとかけ離れるんですが、現在、図書館の東側に牧ヶ原の集会施設を建設中であります。これも過去、議会の中でも、あの場所がいいかどうかっていうことも議論されたわけでありますが、最終的に私たちもあの場所でっていうことで納得させていただきまして、今建設、今年度中に完成するんですかね。

そして、この質問については、この前、私たちが住民懇談会を行った折に、まず子育てのお母さんから、何か、例えばバンビーニはあるんですが、バンビーニ以外でできないような子育てのスペースが欲しいような話もされていまして、それで、その方は多分ここの住居の方かなと思って見たんですが、それから、過去の私たち議会のこの建設に関しての説明の中でも、将来的には、この牧ヶ原、つまり文化センター周辺の公共施設として運営していくことが望ましいっていうような話も出ていましたので、図書館と並んで、図書館は子育てのために一生懸命今努力されていますので、ここと連動させて、文化センターと新しい牧ヶ原のできるところを、経費の問題とか、いろいろ問題はあるんでしょうが、何かいい関係をつくっていくことはお考えですか。ちょっと、そこらへんをちょっとお聞きしたいと思います。

〇総務課長　　現在建設中の牧ヶ原地区の集会所につきましては、牧ヶ原地区の利用をまず最優先にした上で、村の行事、会議やイベントでも使用するということを想定して今建設をしておりますが、例えば職員が常駐して常に開けておく、一般の方がいつでも自由に利用できるということは想定しておりませんので、直接それが図書館の利用等に結びつくということは、現地点ではちょっと考えにくいのかなあというふうに思います。

ですが、例えば村がそこのスペースを使って何らかの子育てにまつわる講座を開くとかいう利用はあり得ると思いますので、そういった点での発展はあり得るかもしれません。

〇４　　番　（大原　孝芳）　図書館の隣っていうことなもんですから、図書館の利用率が急に上がるっていうような、ちょっと、多分そんなに上がることじゃないと思うんですが、せっかくあの場所ですので、確かに常時解放したり、非常に物理的に難しい面があると思うんですが、少なからずそういうニーズがあったということをちょっとお知らせしときますので、ぜひ、ちょっとまた使い勝手が、文化施設の中心にある施設ですので、何かあの場所で議会が反対したけど、いや、いい場所に建てたなっていうようにしていただくと非常にありがたいなと思いますので、その件で村長何かお考えありましたら、いかがですか。

〇村　　長　　経過の中で議会が反対したわけではなくて、議会はあそこにつくるという経過を明確にして、もう一遍関係者と話し合いをしてほしいと、そういうことが条件だったと思っております。

図書館の本来持っているのは、先ほどおっしゃったように、やっぱりそこに行かないと、研究する資料的価値っていうのが非常に私は大きいと思うんですよ。そういう意味でいったら、今は利用できませんけども、兵事資料なんかたくさん残っていますから、図書館で閲覧するかどうか別にして、中川村にしかない研究材料としては、ああいったものを何らかの方法で研究者やいろんな方に見せられるような、こういう仕組みができればいいし、中川村図書館の中には、ほかのところにはない貴重な蔵書ですとか、そういったものがあるっていうことがやはり価値があるんじゃないかと思います。

それから、もう一つ……。このことについて言われているわけじゃありませんね。すいません。

と、私は、まず感想を述べた上で、集会施設につきましては、総務課長お答えしたとおり、あくまで集会所であります。

ただし、建設の過程の中で、教育関係の利用、これについては牧ヶ原の皆さんも否定しているわけじゃないし、大いにあそこのスペースだけでは狭い、いろんな集会、催しがある場合には、あのところを使って大いに教育的な行事の用に供してほしいということで同意をもらって、使用の使い勝手については詰めていくところで、３月までに地区と話をしなきゃいけませんけれども、そういう段階にあるっていうのはまず原則ですので、そういう利用が中心になっていくだろうと思います。

それから、先ほど言われた、あそこで子育てとか、いろんなところの利用の仕方ができればいいのにっていうのは、それは、そういう要望あるんでしょうから、それはそこでやるのがふさわしいかどうかっていうと、ちょっとこれは別の場所、あるいは、まだ文化センターの中でも子どもさんを親子何とか教室、正確には申し上げられませんが、そういう催しをやっておりますので、あの施設としては、そういうことの利用はふさわしくないだろうというふうに考えております。そういう先ほどあったお母さんのような要望は、違う面でお聞きをして、機会をつくっていく、場所を提供するようなふうに考えていきたいっていうことでございます。

〇４　　番　（大原　孝芳）　第１つ目の質問はこれで終わりたいと思います。

では、次に入りたいと思います。地方創生事業の今後の展望についてということで質問したいと思います。

まち・ひと・しごと創生ということで2015年～2019年ということで、村でも戦略を立てまして今日に至っております。そうした中で、私たちも、この2015年の少し前に、前期の議員の皆さんで一緒に勉強するなりして、地方創生ってどういうことが始まるんだろうなって、非常に疑心暗鬼のような形で来たんですが、もう既に４年目を迎えております。その中で、中川村もそれなりのきちんと戦略の計画書立てないとお金も下りてこないということで、非常に幾つもの事業をしてきたと思います。それを総括するには、まだ１年ありますので、そういう時期じゃないと思いますが、現在の中で、地方創生事業の、村長も、前の村長のときにこれがスタートしていますので、宮下村長は途中からだと思いますが、今どのように地方創生のあり方とか、また村にとってどのような成果が得られたというような、そんな感想からお聞きしたいと思います。

〇村　　長　　そもそも地方創生につきましては、やはり地方が東京圏一極集中の中で地方が生き残っていくには、やはり地方みずから地方の特性を生かして、こういうふうにしてやっていくということに対して国は大いに支援しましょうと、そのことによって地方が生き生きと蘇るようにという、確かそういう目的の法律のもとに、支援っていうか、計画をつくって、それぞれの独自の計画をつくって、それで国も支援しましょう、もちろん単独でやることもあるんですけど、というのが主旨だったかと思います。

地方創生の切り口――切り口といいますか、実際の事業には、村の単独事業のものと広域連携のもの、いろいろあります。もちろん補助金を活用した事業もあります。いろいろ取り組んでまいりましたし、今も取り組んでおります。

平成31年度、来年が一区切りの年になるということでありますけども、初年度につきましては、プレミアム商品券、２年目には婚活イベント、３年目、昨年でありますけれども、お試し住宅、お試しシェアオフィスの整備、こういったことに交付金を活用して取り組んでまいりました。

自前の事業といたしましては、結婚活動の支援、高校生通学支援、子育て世帯や３世帯同居のための住宅関係の建築でありますけども、これに対しての支援、奨学金の返還の支援、同級会等開催の応援、こういったことを事業として取り組んでまいったわけであります。

結婚活動の支援につきましては、結果の見えにくいところもあるわけでありますけれども、ことしの事業実施報告を見ていただくとわかるかと思いますが、かなりの結婚の成立の報告もされております。ただし、結果が見えにくいというのは、必ず結婚されたカップルが中川村に住むとか、どうだとかいう話には直接結びつきませんので、ということでありますけれども、ただし、これは必要でありますので、今後とも何だかの形で取り組んでまいりたいと思っております。

それから、高校生の通学の補助、電車通学を中心にして定期券1万円の補助――定期というか、1万円の助成をしてきたわけでありますけども、いろんな高校があります。遠くにもありますし、バスを使わないと行けないという高校に通ってらっしゃる皆さんもいまして、バス通学への拡大の要望が非常に高くなってきておりますので、こういったところについては、これからも改善が必要かなあというふうにも思っております。

それと、住宅関係の支援については、この制度の利用が非常に大きくて、昨年も補正をしてまいったところでございますし、今回も補正予算の中でお認めいただいたような経過もございます。こういったことで、成果が上がっているというふうには見ております。

奨学金の返還支援も、これも意味のある事業であるというふうにも考えておりますし、一方、同級会の開催応援につきましては、初年度一気に盛り上がったんですが、ここへ来てちょっと利用が減ってきておるということでありますので、ＰＲ不足も否めないかなというふうな感じでおります。

肝心の昨年度整備をいたしてことしから運用開始をしておりますお試し住宅とお試しシェアオフィスでありますけども、お試し住宅のほうのにつきましては２件目の方が今利用をいただいておるところでございます。２回目というのは２人目でありますけれども。お試しシェアオフィスにつきましては、利用は長い短いはありますけれども、少しずつ利用がされておりますし、シェアオフィスを使っていろんな取り組みもぼつぼつ始まってきておりますけれども、これから、いろんな後の質問にもあるんですけど、企業支援ですとか――企業というのは、いろんな企て、なりわいを起こしていく、新たなものをどうしようかっていうようなところ、そういったところでの展開には、活用の方法も含めて、これからかなあというふうに考えておるところでございます。

〇４　　番　（大原　孝芳）　たくさんの事業を、ちょっと私も総額幾らっていうことも調べてないんですが、もしあれがなかったら、地方創生の事業がなかったらできないことが今いっぱいあったということで、国として非常に画期的な取り組みであるし、村としても非常に役立ったと。しかし、この制度もどういうふうになっていくかっていうことも、じゃあ2019年以降どうなっていくかっていうことも、ちょっとまだはっきりはわかってないんじゃないかなあと思います。

それで、先だって私たち議会は、県議会の主催のシンポジウムがありまして、そこへ参加しまして、下にも述べてありますが、ＳＤＧｓですか、サステーナブル・ディベロップメント・ゴールズっていう、そういった国連で採択されたものに対して取り組みっていうのを勉強してきたわけです。それで、その中で、これはまだ、始まってまだそんなに、１年か２年しかたってないもんですから、なかなか私たちも理解するにも大変だったんですが、地方創生の中で、例えばあと１年残っているわけですが、そこで私たちも配付いただきました計画書の中に、ＫＰＩとかＰＤＣＡでチェックしなさいとか、いろんな項目があって、数値目標を立ててやりなさいということが書かれていたんですが、もう１年なので、今たくさんの事業やってきて、少しやり残した部分あるっていうようなお聞きをして、村長の答弁もあったんです。

それで、次の質問なんですが、例えば今、国のほうとしてはＳＤＧｓのほうにほとんど力を注いでいまして、それをこの前のシンポジウムでは、それに乗っからない手はないんじゃないのっていう、官僚の方が講義をされたんですが、そういったことも、私も新聞で見る限りですので、余り深くはわかってなかったんですが、資料をいただきましたので、ちょっとにわか勉強した中でおいては、これに早く手を挙げている方もいました。それから、その中の資料の中に、まだ②のほうに書いたんですが、2018年に閣議決定の中で、今までは村で出している総合戦略の中以外だと思うんですが、こういったＵＩＪターンの対策とか、それから起業をしなさい、それから地域おこし協力隊を拡充しなさい、子どもの農山村漁村体験を充実したらどうですかっていう、そういうふうに、非常に感じとしては、まだ国にお金が残っているからもっと自分たちでプレゼンしてくれば、もっと活用できるんじゃないですかっていうような、そういう一つの、ＳＤＧｓもそうなんですが、そういうようなニュアンスで聞いてきたんですが、あと１年の中で、今もちょっと話が村長もあったんですが、やればやっただけいろんな結果が出るとすれば、せっかくそういう制度があるもんですから、何かそういうところに特化して、やり残した19年までの間に、まだそういうことができることがあれば、ちょっと今、村長のお考えの中で、お考えを聞きたいと思いますが。

〇村　　長　　地方創生の推進の中で、今議員のおっしゃったわくわく地方生活実現政策パッケージという、その新しい取り組みというか、強調する部分っていうのを入手いたしたところでありますけれども、この狙うところにつきましては、まず、一番大きな目標なんでしょうけど、東京圏の一極集中を是正して地方に活性化をというのが一番であります。２点目は、実際に地方の担い手不足から起きている地方の疲弊とは申しませんが、この地方の担い手の不足に何とか対処をする。それから３点目が、地方でやはり起業したい、そして、今おっしゃられたとおり自然豊かな地方で子育てしたいなどの移住者の多様な希望をかなえる、そういったものを総合的にパッケージとして、モデルといいますか、こういうふうにすればというようなものを提案をしておるということが、このパッケージの狙いだと思います。

12月13日に説明会があるようでありまして、そこで細かいことが伝わってくるかと思いますけれども、現在わかっている情報からしましたものをちょっとお伝えをしたいと思いますけれども、この仕組みについては大きく２つの支援策に分けられるだろうということであります。一番主眼としておりますのが、東京23区に在住か、または在勤、お勤めの方が、地方公共団体がマッチング支援の対象とした中小企業等に就業して、東京圏以外に移住した場合に最大100万円を助成するというようなものが一つの柱です。

もう一点目が地域の課題に対して社会性、事業性、必要性、この３つの観点を持って取り組む社会的事業者が東京圏以外で起業した場合に最大200万円、東京圏から移住して起業する場合は300万円を助成するというふうに今のところお聞きをしております。そのために今、私たちの手元には、この仕様っていいますか、今２つのことを進めるために移住、定住を促進する仕様が今申し上げたような格好で示されておるわけであります。

あと、ほかに、現在職についていない女性とか高齢者の新規就農を支援する都道府県の事業への支援も検討されておるということだけはわかっておりますけれども、何といいますか、この状態でございますので、とにかく細かいことはお話を聞いたりしてみないとわからないだろうというふうに思っております。

もし、うちが何かマッチングができたり使えるとしたら、先ほどもお答えしましたが、お試し住宅ですとか、お試しシェアオフィスとうまくマッチングして生かせないかっていうことも、これは、私たちが取り組みの方法と相手の皆さんに対して、何といいますか、魅力あるようなデザインっていうか、ものを、これでどうでしょうかということを示さないと、これはうまく使えないかと思っておりますけども、そんなことがキーになるだろうというふうに思っております。

それと、もう一つ、移住・定住支援に当たっては、やはり、この間も議員の皆さんにもずっと議論の中で出ておりますけれども、空き家のやっぱり活用、これをもう少し実際に活用できる方法を広げていかないと、受け入れる先としては、もう非常に難しいんではないかというようなことも思っておりますので、そんなことを考えておるところでございます。

〇４　　番　（大原　孝芳）　今、村長のお答えの中で、非常にまだ可能性として村で使える制度があるんじゃないかっていうのを答弁いただきましたので、非常に、何というんですか、中川村としてはありがたい政策かなあと思います。

それと、最後になりますが、いろんなこういった制度があって、私は、この制度っていうのが、例えば持続可能だっていうことでつくっているんですが、果たしてこの制度がずっと持続可能っていうことも、サステーナブルを語りながら、この制度がサステーナブルでなくなっちゃったら何のためのサステーナブルかって話になっちゃうような気がしています。要は、お金がつけばできるけどお金がなかったらできないっていう、そういうことも、ちょっと、何というんですかね、嫌味に捉えればそういう考え方もできちゃうわけですね。ですので、私は何でもくれるものはもらうっていうことも、それもよしとして、ただお金がなかったら、じゃあこういう制度を使わずに何もしなかったところは、どんどん疲弊して消滅するのかなあっていう、そういうこともまたおかしな話で、要は意識、７番議員もちょっときのう言っていましたけど、やっぱり住民たちの意識が、やっぱり私は、こういう制度を経験しながら、物を考えながら、それこそ50年100年後の村をどういう村をつくっていきたい、後世に渡していきたいっていうことを考える機会になればいいと思っています。したがって、お金がつかなかったらもう何もできないんじゃないかっていうことにならないように、絶えず、もしこういう制度が、もしそういうことをすれば、そういうことを利用して体力をつけておくと、そういうことを、さっきの私の前の前段の質問でもそうなんですが、図書館の情報っていうこともそうなんですが、住民たちがいろんなものの考え方、価値観、それから情報っていうものを自分で分析しながら、どういうふうに後世にこの村を残していけるかっていう、そういう体力をつけるために、私はいい試練の場だというように捉えれば、この制度もまんざら悪いことじゃないかなあと思っています。したがって、この前、私たちのシンポジウムに来てくれた方は財務省の役人さんでしたので、何か聞いていますと、何かお金が余っているから、おまえたちがもっとどんどん提案を上げてこいよっていうようなレベルなんですね。何やっているのって、地方は何をそんなに、せっかく我々がお金を用意してあげているのに、地方の皆さんは何でそういうことを上げてこないのっていうようなお話でした。ちょっと「え。」というふうな気持ちで聞いてきたんですが、例えば、きのうも話が出たんですが、私たちは曽爾村っていうところへ行ってきまして、この後もいろいろ理事者の方にも説明があると思うんですが、その計画を立てる方が、お話の中で、どうも職員の方もかかわっているんですが、やっぱり１人専門のプロみたいな方がいろいろ企画を上げてのようなふうに聞いてきました。つまり、非常に企画力が高いので上で採用されているような、そういうような雰囲気もありました。私は過去にもいろいろ、いろいろ物事を決めるには、コンサルみたいな人を使うんじゃなくて、住民あるいは職員の方から自発的にいろんな発想を出して、想像してものをつくっていくっていうことはすばらしいと、私は、それは思います。しかし、どうしても足りない部分については、そういった方も利用したりして、それを体験させながら住民たちも一緒になって体力をつけていくと、そういうプロセスもありかなというふうに考えます。

最後に、今回長野県がＳＤＧｓのモデル地区っていうことになったんですが、資料を見ていますと、北海道の何々町とか、町もありましたし、そういったところもちゃんと名乗り上げて、そこに採択されて、そういうモデル事業として認められているっていうところもありました。私、じゃあ中川村でそれがどうかって、やればっていうことじゃなくて、もし、そういうような気概を持って、何かそういう制度があるとすれば、今度前段のような説明会もあるし、ＳＤＧｓの説明はまた後になると思いますが、何かそういうことを取り組んでみようとか、何かこういうチャンスがもしあるとすれば、そういうところへちょっと名乗りを上げてみるくらいの、そういう意識っていうのがあったら非常にうれしいなと思うんですが、村長、どのようにお考えですか。

○村　　長　　ＳＤＧｓについては、国連が提唱した、例えば誰一人飢えないとか、誰一人取り残されない、みんなが幸せになるとか、海洋汚染をもうストップ、とめようとか、気候変動をどうしようとか、17の目標があることだと思います。

地方創生に向けた自治体のＳＤＧｓ推進事業については、自治体によるＳＤＧｓの達成に向けた取り組みを公募して、すぐれた取り組みを提案する都市をＳＤＧｓ未来都市として選定をして、関係省庁の専門に機動力のある専門家集団っていいますか、こういった皆さんが協力に支援をしますよという、こういうことだと思います。その中でも先導的な取り組みをモデル事業として10程度選定をして資金的に支援するということのようでありまして、私も議会の皆さんが講演をされた冊子をちょっと見せていただいたんですが、エネルギー関係が中に多かったかなあというふうに思います。長野県も新しい教育の10年間の先の教育の提唱を新しくしておりますので、その関係で指定の自治体に、取り組みの自治体に選ばれておるのかなあと思っておりますけれども、ＳＤＧｓの未来都市として今認定になりそうな――なっているのかはよくわかりませんが、29あるそうです。今おっしゃったとおり、何だ、経済と社会と環境の３側面の総合的取り組みの支援、自立的な――自立的な自分で立ち上がった、エネルギーもそうですけど、好循環をする、こういったことと多様ないろんな方の利害関係者との連携っていうものが要件になっておるようでありまして、最大4,000万円の補助をいたしますよといようなことであるかと思います。

ちょっと小さいんですけど、例えばエネルギーというふうに考えていきますと、当村で始まった木の駅構想、これがもう少し大きく広がっていって村全体に行く、この木の駅だけじゃなくて、じゃあ、そこのところで、また新たに再生可能エネルギーの、太陽光発電も含めて、水力もあるかもしれないです。どういうふうにしていきましょうか、もしかしたらガス発電、ちょっと難しいですけど、その資源となるエネルギー源があるかどうかは別にして、こういったようなこと、木の駅事業をもうちょっと全村的に広げて、いろんな方が取り組める、こういったものが大きく展開するような事業がイメージはできるかなあとは思うわけでありますけれども、何しろ全国で10件程度ということでありまして、恐らくかなりハードルは高いなということと、今おっしゃったように、総務省のアドバイザーの専門家の方、ちょっと入れてやったらどうかというようなお話もありましたが、そうそう、中のこの状態っていうのはある程度わかってきていますし、私どももつもりですので、ちょっと総合的に考えて、すぐこれを取り組んでどうだっていうことにはならんだろうと、ただし、ＳＤＧｓを言う限りは2030年の目標があるはずですから、これは簡単には終わらないだろうっていうのが思いであります。ただ、当面はちょっとハードルが高過ぎて、走り高跳びで私に３ｍを越えろっていうようなものかなあと思っております。

以上です。

○４　　番　（大原　孝芳）　村長もよくいろいろ勉強されていますので、ただ、何ていうか、小さい、彼らが、講師が言っていたのは、小さな自治体なんかで、ばかにされたかなあと思ったけど、税収を上げて、例えば今4,000万円っていう話も出ていましたけど、そういうお金をあんたたちが生み出すのは大変でしょうっていうような、非常に上から目線のような、そういう、それだけ税収を上げるには、あんたたち、そんなすごい、だから私たちがお金用意してあげているのに、もっと我々の意思をくみ取りなさいみたいな、そんな言い方の講義だったんですけど、ただ、地方創生っていうものの流れで今回こういうＳＤＧｓも来ていると思うんですが、いろんな制度があると思います。したがって、ぜひ、私たちも勉強しなきゃいけないんですが、アンテナを高く張って、それから住民を巻き込んで、それで、ぜひ、私たちもいろんなところで、こういった横文字のようなこともいっぱい出てくるんですが、今そういったものができないなら、今言ったようにできないって言ってくれれば、ちょっとハードルが高いっていえば、ただ、それで結構なんですが、やっぱりいろんなことにチャレンジしていっていただきたいと、それから、そして判断して、それから、できないものに一生懸命時間をかけてもだめなもんですから、今本当にできることをまずやっていくっていうことで、それでいろんな制度を使ってやっていく、そういうことを、ぜひ、行政の皆さんもそうだし、私たちもともに勉強しながら前に進んでいきたいと、そんな感想を持ちまして、私の一般質問とします。

○議　　長　　これで大原孝芳議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後１時とします。

［午前１１時４１分　休憩］

［午後　１時００分　再開］

〇議　　長　　会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

２番　飯島寬議員。

〇２　　番　（飯島　　寬）　私は、さきに提出しました一般質問通告書に基づき質問します。

質問に入る前に、ご承知のとおり私は今回の改選で総務経済委員から厚生文教委員となり、保育所運営委員会や児童クラブ運営委員という全く新しく経験のない分野を担当することとなりました。新しい担当分野を一から勉強するには、いささか年を取り過ぎ、理解力の衰えた者が無知を恥じつつ質問するものであり、何も知らない一村民に対して教え諭す気持ちでお答えいただければ幸いと存じます。

それでは質問に入ります。

一般質問通知書の質問用紙の冒頭の記載、11月１日の新聞報道に「幼児教育率　日本は34位」との記事が掲載されています。この記事は「国連児童基金（ユニセフ）は30日、日本や欧米など「豊かな国」とされている41カ国の教育に関する調査結果を公表した。日本は幼稚園など幼児教育を受けている子どもが91.1％と全体の34位で、多くが100％近い欧州諸国に比べると低位にとどまった。」とあります。さらに記事は「日本では来年から３～５歳児を対象に幼児教育・保育の無償化が始まる予定。ユニセフは「社会・経済的な不平等を減らすためにも全ての子どもに質の高い幼児教育を保障すべきだ」と強調、今後の課題となりそうだ。」とあります。この記事を受けて質問事項１に入ります。

質問事項「幼児教育を受けていないのは都市部における待機児童問題であり、中川村ではほぼ全員が幼児教育を受けていると理解して良いのかをお聞きします。」については、９月26日に開催された中川村保育所運営審議会で、保育所保育実施児童数や保育所入所児童数の推移等々について説明、報告を受けましたが、入所を希望しない人がいるとか、入所を外れるといった報告がありませんでしたので、中川村がほぼ全員が入所し、幼児教育受けていると理解して差し支えなく、この記事は、幼児教育を受けてないのは都市部における待機児童問題であると理解してよいのかという質問です。

ご回答をお願いします。

〇保健福祉課長　　幼児期は、基本的生活習慣の自立のときで、人間形成の基盤をつくる重要な時期です。幼児の養育についての第一義的責任は保護者とされています。ですが、３歳～４歳以後は同年齢の子どもたちとかかわる期間を設けながら、集団生活を経験させることも大切です。

本来保育園は家庭で幼児を見ることができず、保育の必要性がある家庭について認定されるところではありますが、社会性を身につける観点から、３歳以上児は、認定要件を満たす家庭については原則入所を認めており、幼児教育の場を提供しています。

中川村では、今、議員さんおっしゃったとおり、希望される３歳以上児については幼児教育を受けていると判断してよいと思います。

〇２　　番　（飯島　　寬）　私の解釈でよかったことを聞いて安心しました。

続きまして２番の質問に入ります。

「来年から始まる予定とされる幼児教育・教育無償化とはどのようなもので、その準備はどこまで進んでいるのかお尋ねします。」の質問につきまして、この事項につきましては、先ほどの中川村保育所運営委員会に参考資料として、このことを説明する資料が添付されていました。その詳細は、添付資料を見る限りでは2019年10月１日消費税引き上げ時からの実施を目指すと書いてありましたので、そのことについて質問予定としておりました。

ところが、一般質問通告書を提出後の11月30日の新聞報道に「認可外費用　国が半額負担」「幼保無償化　地方側に譲歩」との記事が掲載されました。この記事では、認可外の保育施設は別としても「無償化にかかる費用は年間約８千億円で、政府は消費税率10％の引き上げに伴う税収の増加分を財源とする考えだ。初年度の半年間（19年10月～20年３月）に限って全額国費で賄うが、翌年度からは地方にも負担を求めている。」との記事で、全国知事会の動きは「実質的に地方負担が増えないよう国へ要請することを確認した。」「国の負担割合の拡大や自治体への財政支援を求める方向で、」「政府側から一定の支援が確約されれば、費用負担に応じる構えだ。」とし、政府と地方との綱引き状態になっていると思われます。

さらに、続いて12月１日の新聞報道では「市町村負担1000億円軽減」「幼保無償化　国さらに譲歩へ」という記事が掲載されており、日々刻々状況が変化しています。

４月１日の入園予定者の保護者や現在の園児保護者に来年から始まる予定される幼児教育・保育無償化についての事前情報がどこまで周知されているのかということが１点、それと負担割合をめぐる政府と地方との綱引きはどちらに振れるかわかりませんが、幼児教育・保育料無償化の裏側には、村としての負担が発生する可能性も多々ある、これが２点目、といったことを、結果報告でなく、事前に父兄等に周知しておく必要があると思っておりますが、その辺のところについて認識をお尋ねいたします。

〇保健福祉課長　　2017年の12月８日に閣議決定された新しい経済政策パッケージや2018年の６月15日に閣議決定をされた経済財政運営と改革の基本方針2018、そういった資料において消費税率の引き上げ時の来年10月１日から３歳～５歳までの保育所等の利用料無償化を実施することを目指しているとされています。これは、書類から目指しているといことが述べられているということです。その資料によって中川村で現在該当するだろう部分で内容を見てみますと、保育所、認定こども園等を利用する３歳～５歳の全ての子どもたちの利用料が無償化され、さらに０歳～２歳児の利用料については住民税非課税世帯を対象として無償化されるということです。

今、議員さんおっしゃったとおり、新聞等の報道は毎日ちょくちょくごらんになられていると思いますので非常に詳しかったと思いますが、再度繰り返しになってしまいますが、新聞等の報道によりますと、無償化の費用負担については、来年の10月から３月までの初年度半年間に限っては全額国費で賄う、ですが、その後の国が示した案、政府案では、費用負担を都道府県や市町村に要請して、私立の保育所、それから幼稚園、認定こども園及び認可外の保育所は国が２分の１を負担するというものです。いずれも負担についてはどのように負担するかということはまだ未定です。その財源は、消費財率10％への引き上げに伴う、その増収分を充てていくことになっております。

まだ村にとって通知、通達等は一切示されておりませんので何とも言えませんが、中川村の場合は、そういう状況があって、来年度はこれから予算査定ですので、査定の中で検討していくということになっています。

以上です。

〇２　　番　（飯島　　寬）　ご説明は重々承知しておりますし、そこら辺のところ若干勉強してきたつもりですが、ただ、そういう状況にあるということを逐次保護者とか、そういった人たちに知らしめているかどうかということをお尋ねしたかったわけでございます。

〇村　　長　　今お答えしたとおりでございます。

実は今朝の新聞にも、全国市長会、もちろん全国町村会、きのう冒頭あいさつで申し上げました２団体が、無償化について地方負担をするのはおかしいということで折衝しておったところ、ちょっと1,000億円程度を譲歩したと、国が、そんなような記事も載っておりましたが、まだ、こうに決まりましたよっていうことははっきり来ておりませんということだけ押さえていただきたいということと、ご承知のとおり、これは予算査定にも影響はすることではありますけれども、もちろん来年入って来られる園児の保護者の方にとっては一番大きな問題ですんで、これらについては、情報がはっきりし次第、正確なものをお伝えしていくということで、きょうところは答弁にさせていただきたいということでございます。

〇２　　番　（飯島　　寬）　無理からぬことだと思います。やたら不安意識を募ってもいかがなものかという部分もございますので、その質問は、そこでとどめさせていただきます。

続いて３番の質問に入ります。

「ユニセフは社会経済的な不平等を減らすためにも全ての子どもに質の高い幼児教育を保障すべきだと強調。今後も課題となりそうだ。」との問題提起記載があります。このことについて主管は厚労省か文部省かがわかりませんけれども、何らかの支持が出ているのでしょうか、出ていないとしても、今後質の高い幼児教育を保障、担保するような必要があった場合、現状の村内の正規職員と非正規職員との利率では対応が厳しくなることが想定される等々のことから、このことを考慮しての質問でございます。

まず１つ目は何らかの指針が出ているかどうかについてのお尋ね、それから２番目は職員構成の問題についての質問でございます。

〇保健福祉課長　　特に、今議員さんおっしゃられた指針というものは特に出ておらないかとこちらでは判断しておりますが、今までの保育所は、どちらかといえば養護に重きが置かれていると思われておりましたが、平成29年の保育所保育指針では子どもの状況や発達過程を踏まえて、保育所における環境を通して、養護とさらに教育を一体的に行うこととされました。保育所の環境を整備して園児にけがをさせずに、安全に１日預かる養護だけでは質の高い保育とは言えないかもしれません。そういった養護の部分だけではなくて、保育士が狙い及び内容を具体的に示して、子どもたちが健やかに成長し、保育活動がより豊かに展開されるための発達の援助をあわせて提供することで、保育の質を高められると思います。具体的にということですが、興味を持ったことを深めてあげたりとか、あと努力を伸ばしてあげたりとか、外遊びとかスポーツで体を動かすこともいいのかなあと思います。さまざまな体験を通して生涯にわたる人格形成の基礎とか、あるいは義務教育の基礎を培うものと考えております。

それから、質のよい保育を実践するために、保育に求められるものはきちんとしていかなければなりませんが、限られた財源の中で、入所児童の数に合わせた保育士の定員を確保して、質のよい保育を実践するために、保育園にかかわる全ての人が協力しながら取り組んでいきたいと思っています。

〇２　　番　（飯島　　寬）　質の高い保育というものがどういったものに論点とか視点を置くのかといことで解釈がかなり異なるもんだと思いますけれども、私は若干もう少し知的な部分への、必要なのかなと新聞の文面から読み取ったわけですので、そうした質問になりました。

続きまして、同様の問題になりますけれども、４番目の質の高い教育に関連して、保育所保護者の中には小学生になると英語教育が義務化されることから、専門的でなくとも小学校入学以前に保育園児に英語に触れる機会を設けてほしいとの声がございます。当然このことは、ちょっと質問とは違くなってしまうかもしれませんけれども、東南アジアの女性、女の子たちや人たちは非常に英語に強いと、日本人がそこにざっと同じぐらいの年の人たちに比べたら、とても英語力が太刀打ちできないというような経過を見てとれる中で、やっぱり英語というものは相当今からやっとかないと、片仮名をまぶしていたんじゃどうにもならんということが私自身も痛感しているところでございます。そういったことから経過しますと、例えば小学生になって保護者が共稼ぎなんかであったりすると、年寄りがいないとなかなか塾に通わせることもできなければ、全く新しい教科として英語も出てくれば、子どもたちが戸惑うばかりであるというようなことのおそれもあることから、保育園時代から、先ほどバンビーニなどの話が出ましたけれども、保育園時代から英語になじまして、なれさすことも質の高い教育の一環として可能ではないかというふうに思います。またまたそのほかに、英語だけじゃなくて、先ほど５番議員のプログラミングなんていうような話も出てきましたけれども、小学生になると、とにかく日本語だけじゃあどうにもならんという状況が出てきますけれども、いきなり習った英語だけでプログラミングって、それは無理だという話も出てこようかと思いますので、とにかく毎日毎日、もう幼児の時代から英語になじませる体制をつくる必要があるのではないかと考えまして、この質問に至ったわけでございます。

〇保健福祉課長　　英語に関するご質問ということですが、英語に触れる機会を設けてほしいというご要望は保護者会等から伺ってはおります。

昨年度まではＡＬＴの先生がおりまして、保育園の要望に応じて１度に４時間ほど訪問して、園児と英語で遊んだりする機会がありました。昨年度は小学校５・６年生が週１時間の英語活動だったところを、今年度から小学校５・６年生は週２時間の英語科となって、さらに３・４年生が週１時間の英語活動をすることになったために、時間的に小学校３・４年生や保育園にかかわることは、ＡＬＴの先生はしておりません。

幼少期から英語や外国文化に触れることは子どもたちの豊かな感性を育むよい機会となると考えます。希望があれば検討して機会を設けられるようにしていきたいと思っております。

〇２　　番　（飯島　　寬）　主旨はよくわかりましたし、ぜひ今後とも、その辺のところは強化していくという考え方で取り組んでいただきたいというふうに思っております。

続いて最後の質問になります。

中川村では、みなかた保育園が信州自然保育認定制度の信州やまほいく認定制度の認定を受けています。このパンフレットには自然保育がうたわれ、「外で遊んでばかりでは小学校の学習についていけないのではないですか？」との質問には「この制度の体験は小学校での学習能力や表現力を高める基礎になると考えます。」と、ちょっと私たちでは考えられないようなコメントが述べられております。私はパンフレットの中の記載を読んでいるところでございますが、このことは、今の４番の質問にもありましたように、本当に小学校の学習に影響がないのか、ユニセフのいう「社会・経済的な不平等を減らすためにも全ての子どもに質の高い幼児教育を保障すべきだ。」とは、都市部での幼児教育の問題点を指摘していると思われますので、信州自然保育認定制度に対応しているとおくれをとってしまうということが危惧されるということが１点と、みなかた保育園だけでいうと、片桐保育園等に何か違うものが、差別が、格差が生じてしまうことは全く心配ないのかということについて、この２問をお尋ねいたします。

〇保健福祉課長　　幼児教育に携わる保育士は、お預かりするお子さんが生涯にわたって生きる力の基礎を培うことができるよう援助をしています。子どもたちは生まれながらにあらゆることを学ぼうとしています。それは、普段の生活や遊びの中であったり、同世代の友達と触れ合うこと、豊かな自然の中で伸び伸びと暮らす中でみずから学び成長しようとする力が育まれます。

厚労省告示の保育指針では、幼児期の終わりまでに育ててほしい姿として、自立心、それから共同性、それから規範意識の芽生え、自然とのかかわり、生命尊重などが記載されています。

信州型自然保育は、大人が干渉し過ぎず、自然の中で子どもたちがみずから考え、遊びから人間関係を学んで、心動かす出来事に触れ、感性を養うことで人間力の成長に期待をしています。

幼児期の大切な時期に子どもたちの自主性を尊重して、大人が一方的に教え育てるだけではなくて、子ども一人一人の中にある可能性や資質を引き出すことが大切だと考えます。

やまほいくに認定制度ですので、今のところ大草保育園ということに指定となっております。特に片桐保育園とみなかた保育園で大きな違いというのは今のところないのかなあ、あり得ないかなあと思っております。

〇２　　番　（飯島　　寬）　今のところは格差が出ているということは思えないというご発言でしたけど、起きてしまってからでは遅過ぎますので、その辺のところも真剣に吟味しておく必要があろうかというふうに思っております。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

〇議　　長　　これで飯島寬議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会といたします。

大変お疲れさまでございました。

○事務局長　　ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

［午後１時２３分　散会］